戸沢村地域防災計画

資料編

平成 25 年 3 月

戸沢村防災会議

目　　次

１　条例・組織関連資料 1
1-1　戸沢村防災会議条例 1
1-2　戸沢村防災会議委員・機関名一覧 3
1-3　防災会議運営規定 4
1-4　戸沢村災害対策本部条例 5
1-5　戸沢村危機管理要綱 7
1-6　戸沢村消防防災無線通信施設設置及び管理等に関する条例 9
1-7　戸沢村防災行政用無線施設管理運用規則 10
1-8　戸沢村防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則 17
1-9　戸沢村水防協議会条例 24
1-10 戸沢村消防団条例 25
1-11 戸沢村消防団規則 28
1-12 村消防団組織図 33
1-13 戸沢村消防力一覧 34
1-14 消防施設整備計画 36
1-15 消防団安全管理マニュアル 37
1-16 消防団震災対応マニュアル 43
1-17 自主防災組織 48
1-18 村における「非常電話」の配置状況 49
1-19 救助法による救助の程度と期間 50
1-20 国道 47 号線規制関連 54
２　危険区域資料 55
2-1　戸沢村土砂災害危険区域一覧 55
2-2　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊） 56
2-3　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（土石流） 59
2-4　雪崩危険区域 61
2-5　重要水防箇所一覧表 62
2-6　浸水等による危険地域等 66
2-7　角川・最上川流域の主な土砂災害履歴 67
３　施設関連資料 68
3-1　指定避難場所・避難施設（公共施設等） 68
3-2　一般避難施設及び一時避難施設（地区公民館等） 69
3-3　戸沢村防災行政無線の整備状況 70
3-4　孤立防止用無線電話設置一覧 72
3-5　戸沢村水防資機材の備蓄一覧 73
3-6　国土交通省所管水防倉庫資機材の備蓄一覧 73
3-7　戸沢村保有防疫用資機材一覧 74
3-8　応急給水資機材一覧 74

3-9　災害対策用臨時ヘリポート 74
3-10 防災施設等の整備計画 75
3-11 農業集落排水処理施設整備計画 76
3-12 戸沢村ため池一覧 77
3-13 危険物規制対象施設一覧 78
3-14 ＬＰガス貯蔵・取扱施設一覧 81
3-15 火薬類貯蔵施設一覧 81
3-16 毒物劇物取扱業者 81
3-17 戸沢村公用車車両一覧 82
3-18 戸沢村の文化財 83
４　防災関係協力事業所 84
4-1　戸沢村建設部会会員名簿 84
4-2　戸沢村水道工事指定店名簿 84
4-3　戸沢村下水道工事指定業者名簿 85
4-4　ごみ収集運搬委託業者名簿 86
4-5　し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者名簿 86
4-6　農業集落排水処理施設汚泥収集運搬業者名簿 87
５　協定・様式 88
5-1　協定書締結一覧 88
5-2　山形県広域消防相互応援協定 89
5-3　山形県消防広域応援隊に関する覚書 92
5-4　山形県消防防災ヘリコプター応援協定 93
5-5　非常災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書 95
5-6　非常災害時の輸送確保に関する協定書 96
5-7　学校施設及び公民館施設を避難場所として指定する覚書 97
5-8　大規模災害時の山形県市町村広域相互応援協定に関する協定 98
5-9　災害時における相互応援に関する協定書 100
5-10 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定 102
5-11 災害時等における物資調達に関する協定書 106
5-12 災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書 108
5-13 災害時における緊急支援活動等に関する協定書 109
5-14 災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定書 112
5-15 被害状況判定基準 114
5-16 災害速報様式 116
5-17 災害報告様式 117
5-18 自衛隊派遣要請依頼書 121
5-19 自衛隊派遣撤収要請依頼書 122
5-20 避難者名簿 123
5-21 避難者カード 124
5-22 り災者名簿 125
5-23 り災者台帳 126

5-24 り災証明書 127
5-25 緊急通行車輌 131
5-26 公用令書 133
６　防災関係連絡機関一覧 136

1　条例・組織関連資料

1-1　戸沢村防災会議条例

昭和38年3月29日
条例第9号

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、戸沢村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　戸沢村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　村長の諮問に応じて、戸沢村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、村長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者

(2)　山形県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者

(3)　山形県の警察の警察官のうちから村長が任命する者

(4)　村長がその部内の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

６　前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び8号の委員数は、それぞれ4人、1人、1人、9人、7人及び5人とする。

７　第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 39 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 39 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 9 月 1 日から適用する。

附　則(昭和 48 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 6 年条例第 10 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 7 年条例第 18 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 12 年条例第 12 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年条例第 14 号)

（施行期日）

第 1 条　この条例は、公布の日から施行する。

（新たに設ける委員の任期）

第 2 条　新たに設ける「自主防災組織を構成する者又はが敷き経験のある者」の委員の任期は、他の委員の残任期間と同様とする。

1-2　戸沢村防災会議委員・機関名一覧

会　長　　戸沢村長

NO	区分	定数	委員数	機　　関　　名
1	１号	7	1	国土交通省東北地方整備局　新庄河川事務所長
2			2	国土交通省東北地方整備局　山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所長
3			3	農林水産省東北森林管理局　山形森林管理署　最上支署長
4			4	山形地方気象台次長
5	２号	3	1	山形県最上総合支庁長
6	３号	3	1	山形県警察新庄警察署長
7	４号	11	1	副村長
8			2	総務課長
9			3	危機対策課長
10			4	建設水道課長
11			5	健康福祉課長
12			6	産業振興課長
13			7	住民税務課長
14			8	共育課長
15			9	戸沢村中央診療所医長
16	５号	1	1	戸沢村教育長
17	６号	2	1	最上広域消防本部消防長
18			2	戸沢村消防団長
19	７号	10	1	日本郵便（株）　古口郵便局長
20			2	東日本旅客鉄道（株）新庄駅長
21			3	東日本電信電話（株）山形支店 設備戦略担当課長
22			4	東北電力（株）新庄営業所長
23			5	第一貨物（株）新庄支店長
24			6	山交バス（株）新庄営業所長
25			7	山形放送（株）新庄支社長
26	８号	5	1	戸沢村地区会長会会長
27			2	戸沢村地区会長会副会長
28			3	戸沢村地区会長会副会長
29			4	戸沢村議会議長
30			5	戸沢村議会総務文教委員長

1-3　防災会議運営規定

（目　的）

第１条　この規定は、戸沢村防災会議条例（昭和 38 年 3 月条例第 9 号）第 5 条の規定に基づき、戸沢村防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の招集）

第２条　会議は、会長が招集する。

（専門委員会）

第３条　専門委員会の名称及び構成については、会長が会議にはかって定める。

２　専門委員は、その付議された事項の調査審議を終ったときは、速やかに報告書を会長に提出しなければならない。

３　会長は、調査審議のため必要があるときは、会議の承認を得て、当該専門委員会に属さない委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（専決処分）

第４条　防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

1. 戸沢村地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
2. 災害に関する情報を収集すること。
3. 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
4. 非常災害に際し、とりあえず緊急措置の実施を推進すること。
5. 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
6. 災害対策本部の設置について、あらかじめ防災会議において決定された設置基準に従って、これを設置すること。

２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

（補　則）

第５条　この規定に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この規定は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

1-4　戸沢村災害対策本部条例

昭和38年3月29日
条例第8号

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、戸沢村災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要なる事項を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（庶　務）

第５条　災害対策本部の庶務は、危機対策課において処理する。

（補　則）

第６条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附　則(昭和39年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年5月1日から適用する。

附　則(昭和46年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成7年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附　則(平成8年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年条例第5号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5　戸沢村危機管理要綱

平成20年5月1日
訓令第4号

（目　的）

第１条　この要綱は、危機又は危機となるおそれがある緊急事態（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害を除く。）への対応について、総合的な体制を整備し、迅速かつ的確に対応することにより、これを未然に防止し、又は被害の拡大防止及び早期復旧を図ることを目的として制定する。

（定　義）

第２条　「危機」とは、次に掲げる事態をいう。

(1)　村民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態

(2)　村行政の円滑な運営に著しい支障を及ぼす事態

２　「緊急事態」とは、危機又は危機となるおそれがある事態をいう。

（緊急事態における体制整備）

第３条　村長は、緊急事態に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて次の事務を所掌する課長等からなる所要の体制を整備する。

(1)　危機管理に関する情報の収集及び伝達の総括に関すること。

(2)　緊急事態に際し、関係課等が実施する対策の総合調整に関すること。

(3)　緊急事態に際し、県、他市町村及び公共機関等との調整のうち重要な事項に関すること。

(4)　その他緊急事態に際し、村が実施する対策上重要な事項

（危機管理事務局の設置）

第４条　緊急事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、次条に掲げる事務を行うため、危機管理事務局（以下、「事務局」という。）を設置するものとする。

２　事務局長は、危機対策課長をもって充てる。

３　事務局長に事故あるときは、あらかじめその指名する職員がその職務を代理する。

４　事務局員は、危機対策課防災担当及びその他の職員をもって充てる。

５　事務局長は、緊急事態等の発生に際し、必要に応じて当該緊急事態に関係する各課等の職員の中から指名する者を事務局員に加えることができる。

（事務局の所掌事務）

第５条　事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1)　関係各課等からの緊急事態に関する資料又は情報の収集に関すること。

(2)　緊急事態の把握及び情報の管理に関すること。

(3)　緊急事態の対応策の検討に関すること。

(4)　緊急事態に関する総合的調整に関すること。

(5)　危機管理対策等に関する調査及び研究に関すること。

(6)　その他第１条の目的を達成させるための必要な事項

（緊急事態における担当課等の責務）

第６条　個別具体の事案については、担当課において直接的、第一義的な対応を行うものとし、逐次速やかに事務局に伝達する。

２　担当課は、関係各課、県、他市町村及び関係機関との連携を図り、事案への具体的対応を行うとともに事務局との連絡を密にして一体的な対応を行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附　則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1-6　戸沢村消防防災無線通信施設設置及び管理等に関する条例

昭和 61 年 3 月 18 日
条例第 9 号

（目　的）

第１条　この条例は、災害時における情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うことにより、地域住民の生命及び財産を災害から保護するとともに住民の安全を守ることを目的として戸沢村消防防災無線通信施設（以下「防災無線施設」という。）を設置する。

（名　称）

第２条　防災無線施設の名称は、戸沢村消防防災無線通信施設という。

（管理運用）

第３条　村長は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他関係法令等に定めるもののほか、適切な管理運用を行うために必要な事項を定めなければならない。

（委　任）

第４条　この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、電波法第 14 条の免許状の交付を受けた日から適用する。

1-7　戸沢村防災行政用無線施設管理運用規則

昭和 61 年 3 月 31 日
規則第 3 号

（目　的）

第１条 この規則は、戸沢村農村情報連絡施設設置及び管理等に関する条例(昭和 60 年 3 月条例第５号)の第３条並びに戸沢村消防防災無線通信施設設置及び管理等に関する条例(昭和 61 年 3 月条例第９号)の第３条により、戸沢村防災行政用無線施設(以下「無線局」という。)の管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（無線局の区分）

第２条　無線局の区分は、固定系及び移動系とし、呼出名称及び設置場所等は別表のとおりとする。

（業　務）

第３条　この無線局は、次に掲げる通信業務を行う。

(1)　防災業務に関すること。

(2)　一般行政上の情報伝達に関すること。

(3)　その他村長が特に必要と認めた事項

（管理等）

第４条　村長は､無線局の管理運用を適正に行うため管理責任者及び通信取扱責任者並びに無線従事者を置くものとする。

(1)　管理責任者は、無線局を所管する所属長をあてる。

(2)　管理責任者は､村長の命を受け無線局の管理運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

(3)　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、その業務を所掌する。

(4)　無線従事者は、通信取扱責任者の命を受け、無線局の業務に従事する。

２　無線局の子局及び戸別受信機の管理の一部を集落の代表者又は、住民に委託することができる。

（管理責任者の職務）

第５条　管理責任者は、無線局の管理運用を円滑かつ適正に行うため、次の職務を行う。

(1)　無線局の開設又は変更に関すること。

(2)　電波法に従って行う申請、届出、報告に関すること。

(3)　電波法令に基づく無線局の検査等に関すること。

(4)　無線局の運用、保全及び非常災害時における通信の訓練等に関すること。

(5)　無線従事者の養成等に関すること。

(6)　電波法、その他関係法令等に定める業務書類の整備保管及びその他運用上必要とする事項

（通信取扱者）

第６条　通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

２　通信取扱者は、一般職員等とする。

（無線局の運用）
第７条　無線局の運用については、村長が別に定める。

（無線局の保守点検）
第８条　無線局の保守点検は、日常点検、定期点検及び外部委託点検等の方法により行うものとする。

（通信訓練）
第９条　村長は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。
(1)　総合防災訓練に併せた総合通信訓練を毎年１回以上とする。
(2)　その他村長が特に必要と認めたとき。

（簿冊の備付）
第 10 条　無線局に次の簿冊を備え付けなければならない。
(1)　電波法、その他関係法令集
(2)　無線局免許申請書
(3)　無線検査簿
(4)　無線局免許状
(5)　無線局業務日誌（第１号様式、第２号様式）
(6)　無線従事者名簿（第３号様式）
(7)　無線局機器台帳
(8)　無線局試験成績書
(9)　無線局取扱説明書
(10)　無線局保守点検記録簿
(11)　無線従事者選（解）任届（第４号様式）
(12)　無線局業務日誌抄録（第５号様式）
(13)　防災行政無線通信依頼書（第６号様式）
(14)　その他無線局に関する必要な書類

（その他）
第 11 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則
この規則は、昭和 61 年４月１日から施行する。
附　則（平成 22 年規則第 13 号）
この規則は、平成 22 年 11 月１日から施行する。

別表１　無線局（固定系）

番号	名　称	呼出名称	設置場所等名	位　　置
	親　　局	ぼうさいとざわこうほう	戸沢村役場	戸沢村大字古口 270 番地
	中 継 局	ぼうさいいさござわ	戸沢村大字古口字砂子沢地内	戸沢村大字古口 4108 番地
	遠隔制御局	ぼうさいとざわこうほう	最上広域市町村圏事務組合消防本部	新庄市金沢字中村 1279 番地 1
	再送信子局	ぼうさいたかや	戸沢村大字古口字土湯国有林	最上森林計画区 2203 林班ふ小班
	再送信子局	ぼうさいつのかわ	旧角川中学校前	戸沢村大字角川 668 番地
1	津谷子局	ぼうさいとざわこうほう	津谷地区公民館前	戸沢村大字津谷 1795 番 2 号
2	岩清水子局	ぼうさいとざわこうほう	岩清水地区公民館前	戸沢村大字岩清水 836 番地 1
3	向名高子局	ぼうさいとざわこうほう	戸沢村中央公民館前	戸沢村大字名高 1593 番地 86
4	名高子局	ぼうさいとざわこうほう	荒川歯科医院前	戸沢村大字名高 993 番地 1
5	上松坂子局	ぼうさいとざわこうほう	上松坂地区公民館前	戸沢村大字松坂 1052 番地 2
6	神田子局	ぼうさいとざわこうほう	神田地区公民館前	戸沢村大字神田 947 番地 1
7	野口子局	ぼうさいとざわこうほう	野口地区公民館前	戸沢村大字松坂 4697 番地 1
8	岩花子局	ぼうさいとざわこうほう	岩花地区生活改善センター前	戸沢村大字蔵岡 1551 番地 3
9	蔵岡子局	ぼうさいとざわこうほう	蔵岡地区公民館前	戸沢村大字蔵岡 149 番地 1
10	真柄子局	ぼうさいとざわこうほう	真柄地区公民館前	戸沢村大字古口 2932 番地 2
11	十二沢子局	ぼうさいとざわこうほう	甲州宏喜宅裏	戸沢村大字角川 278 番地
12	本郷子局	ぼうさいとざわこうほう	戸沢村農村環境改善センター前	戸沢村大字角川 481 番地 1
13	畑ケ子局	ぼうさいとざわこうほう	畑ケ地区公民館	戸沢村大字角川 728 番地 7
14	白糸子局	ぼうさいとざわこうほう	白糸集会所前	戸沢村大字古口番地3066番地4
15	綱取子局	ぼうさいとざわこうほう	西沢防雪センター	戸沢村大字角川 890 番地 1
16	上野子局	ぼうさいとざわこうほう	勝地橋付近	戸沢村大字角川 1394 番地 4

２　無線局（移動系）

名　　称	呼出名称	設置場所等名	位　　置
基地局	ぼうさいとざわ	戸沢村役場	戸沢村大字古口 270 番地
中継局	ぼうさいいさござわ	砂子沢	戸沢村大字古口 4108 番地
陸上移動局	ぼうさいとざわ　1	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　2	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　3	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　4	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　5	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　6	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地

〃	〃	7	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	8	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	9	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	10	戸沢村役場（可搬）	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	11	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	12	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	13	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	14	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	15	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	16	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	20	戸沢村役場（携帯）	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	21	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃	22	〃	戸沢村大字古口 270 番地

第１号様式

無線局業務日誌(固定系)

管理責任者	通信取扱責任者

呼出名称		周　波　数	MHz	空中線電力	W
年　月　日　曜日　天候		無線従事者の資格		氏　名	
種　類	区　分	区域(個別の場合に限る)	時　間	通信事項・通信状態・その他参考事項	
定時・緊急	一斉・地区・個別		～		
定時・緊急	一斉・地区・個別		～		
定時・緊急	一斉・地区・個別		～		
定時・緊急	一斉・地区・個別		～		
定時・緊急	一斉・地区・個別		～		
1日の延べ通信回数	回	その他特記事項			

第２号様式

無線局業務日誌(移動系)

管理責任者	通信取扱責任者

年　月　日　曜日　天候		無線従事者の資格		氏名	

発信局	発信者	受信局	受信者	通信時間	通信回数	通信内容	通信状態	その他参考事項

第３号様式

無　線　従　事　者　名　簿

年　　月　　日現在

所　　属	氏　　名	免許証の番号	選任年月日	資　格　種　類

第４号様式

整理番号	

無 線 従 事 者 選(解)任 届

年　　月　　日

殿

届出者　住　所

氏　名

無線従事者を選(解)任したいので、選(解)任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

無線の種別等

呼 出 名 称

設 置 場 所

免 許 番 号

年　　月　　日現在

氏　　名	資　　格	免許証の番号	選任年月日	職 務 経 歴

第５号様式

無 線 局 業 務 日 誌 抄 録

年　　月　　日

総務大臣　　殿

免許人　住　所

氏　名　　印

無　線　局　名 〔呼出名称又は呼出符号を記載〕		期　間	年　月から 年　月まで
無　線　従　事　者　の　資　格	現在員数	今月日の無線従事者の異動状況	
	名	選任　　名　　解任　　名	
	名	選任　　名　　解任　　名	
機器の故障の事実及びこれに対する措置の概要			
空電・混信・受信・感度の減退等不良の通信状態の概要			

第６号様式

防 災 行 政 無 線 通 信 依 頼 書

主管課	課　長	係　長	担　当	員

依頼年月日	年　月　日	依頼所属長	印
件　　名			
通信日時	開始　　年　月　日　時　分 終了　　年　月　日　時　分		
通信区域	A　一斉　　B　個別(地区名　　)		

1　通信2日前まで提出して下さい。 2　通信文は簡潔に表現して下さい。 3　※印の欄は記入しないで下さい。	※処理	通信番号	
		担当者	

1-8　戸沢村防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則

平成22年10月29日

規則第12号

戸沢村防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則(平成18年4月規則第9号)の全部を改正する。

(目　的)

第1条　この規則は、戸沢村防災行政無線(同報系)戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条　戸別受信機は、次の各号に定める区分により、各1台設置するものとする。

(1)　戸沢村に居住し、住民基本台帳に登録されている世帯。ただし、同一敷地内に居住し、親族関係(2親等以内)にある2世帯以上については1台設置する。

(2)　その他村長が特に必要と認めた施設

(設置の申請)

第3条　前条の規定により、戸別受信機の設置を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、村長に対し防災行政無線(同報系)戸別受信機設置申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

(貸　与)

第4条　前条の申請があったときは、村長は書類審査を行い、防災行政無線(同報系)戸別受信機貸与決定書(別記様式第2号)を交付し、戸別受信機を貸与するものとする。また、村長が必要と認める場合は外部アンテナを貸与するものとする。

2　利用者は、村長に対し防災行政無線(同報系)戸別受信機借用書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(費用負担)

第5条　利用者は、次の各号に定める費用を負担するものとする。

(1)　戸別受信機本体の新規取付け経費

(2)　外部アンテナとしてダイポールアンテナが必要な場合の設置経費(ただし、3素子以上のアンテナを設置する場合等を除く。)

(3)　戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池交換経費

(4)　故意又は過失による戸別受信機の故障の修繕に要する経費

(5)　家屋の新築、改築及び移転等で戸別受信機の移動に要する経費

(6)　前3号に定める経費のほか、村長が特別に利用者が負担すべきものとした経費

（管理義務）

第６条　利用者は、戸別受信機の善良な管理に努め、異常を認めたときは直ちにその旨を村長に届け、その指示に従わなければならない。

２　利用者は、戸別受信機を第三者に貸与し、又は利用させてはならない。

３　利用者は、戸別受信機の改造等原形を変える行為をしてはならない。

４　戸別受信機は、緊急時に備え常時電源を入れておかなければならない。

（変更の届出）

第７条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに防災行政無線（同報系）戸別受信機変更事項届出書（別記様式第４号）により村長に届け出なければならない。

(1)　戸別受信機を破損若しくは滅失したとき又はそのおそれのあるとき。

(2)　住所を変更するとき（市外転出を除く。）。

(3)　その他戸別受信機の設置等に変更のあるとき。

（返納の届出）

第８条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに戸別受信機に防災行政無線（同報系）戸別受信機返納届出書（別記様式第５号）を添えて村長に届け出なければならない。

(1)　建物の滅失等により戸別受信機が不要になったとき。

(2)　利用者が転出しようとするとき。

（損害賠償の義務）

第９条　利用者が、戸別受信機を故意若しくは過失により破損又は滅失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

（補　則）

第10条　この規則に定めるもののほか、戸別受信機の管理運用に関し必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この規則は、平成22年11月１日から施行する。

別記様式第１号

防災行政無線（同報系）戸別受信機設置申請書

年　　月　　日

戸沢村長　　殿

申請者　住所　戸沢村大字
氏名
電話　　（　）

設　置　場　所	戸沢村大字　　番地
利　　用　　者	
借　入　機　器	防災行政無線（同報系）戸別受信機
備　　考	

別記様式第２号

防災行政無線(同報系)戸別受信機貸与決定書

年　　月　　日

申請者　住所　戸沢村大字
　　氏名　　殿

戸沢村長

防災行政無線（同報系）戸別受信機設置について、以下のとおり貸与を決定する。

設置場所	戸沢村大字　　番地
利用者	
借入機器	防災行政無線(同報系)戸別受信機
備考	

別記様式第３号

防災行政無線（同報系）戸別受信機借用書

年　　月　　日

戸沢村長　　殿

利用者　住所　戸沢村大字
氏名
電話　（　　）

私は、戸沢村が設置した防災行政無線(同報系)戸別受信機を下記のとおり借用しました。
つきましては､戸沢村防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則を遵守し､適正に管理利用します。

設置場所	戸沢村大字　　番地
受信機番号	
使用空中線	1　ロッド(内蔵) 2　ダイポール 3　3素子

別記様式第４号

防災行政無線（同報系）戸別受信機変更事項届出書

年　　月　　日

戸沢村長　　殿

申請者　住所　戸沢村大字
氏名
電話番号　　（　　）
受信機番号

防災行政無線（同報系）戸別受信機について、次の事項が発生したのでお届けします。

１　戸別受信機の破損
　理由

２　戸別受信機の滅失
　理由

３　住所の異動（村内転居）
　旧住所　戸沢村大字　　番地
　新住所　戸沢村大字　　番地

４　その他の変更事項

別記様式第５号

防災行政無線（同報系）戸別受信機返納届出書

年　　月　　日

戸沢村長　　殿

申請者　住所　戸沢村大字
氏名
電話番号　　（　　）
受信機番号

防災行政無線局（同報系）戸別受信機について、次の事項が発生したのでお届けします。

１　建物の滅失等
理由

２　住所の異動（村外転出）
旧住所　戸沢村大字　　番地
新住所

３　その他

1-9　戸沢村水防協議会条例

昭和 57 年 4 月 1 日
条例第 9 号

（趣　旨）

第１条　この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条第 5 項の規定により戸沢村水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び代理者）

第２条　会長は協議会を代表し、会務を総理する。

２　会長事故あるときは、あらかじめ会長の指定した委員が、その職務を代理する。

第３条　関係行政機関の職員たる委員又は関係団体の代表たる委員に事故あるときは、その指名職務の代理者がその職務を行う。

（任　期）

第４条　関係行政機関の職員たる委員及び関係団体の代表たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は２年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

２　村長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを免じ又は解嘱することができる。

（招　集）

第５条　会長は、会議を招集し、その議長となる。

（定足数及び表決）

第６条　協議会委員の２分の１以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる

（幹　事）

第７条　協議会に幹事若干名を置き、会長が命じ又は委嘱する。

２　幹事は、上司の命を受け庶務に従事する。

（委　任）

第８条　前各条に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

1-10 戸沢村消防団条例

昭和 39 年 3 月 31 日
条例第 7 号

（通　則）

第１条　消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務については、この条例の定めるところによる。

（団の設置名称）

第２条　戸沢村に、戸沢村消防団（以下「消防団」という。）を設置する。

（区　域）

第３条　分団、部、班の区域は、別に定めるところによる。

（任　用）

第４条　消防団長(以下「団長」という。)は村長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者の中から村長の承認を得てこれを任命する。

(1)　本村に居住する年齢満 18 歳以上 50 歳未満の者であること。ただし、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長等にして特に必要があるときは、この限りでない。

(2)　団長及び副団長の場合は消防団の推せんにより、分団長、副分団長、部長、班長の場合はそれぞれの分団、部、班の推せんした者であること。

(3)　団員の場合は、志操堅固、身体強健であって団員たるに足る者であること。

（定　員）

第５条　団員の定数は、360 名とする。

（退　職）

第６条　団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもつて所属幹部を経由して任命権者に願出て、その許可を受けなければならない。

（懲　戒）

第７条　団員であって次の各号の一に該当するものがあるときは、任命権者は、これを懲戒するものとする。

(1)　消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3)　団員たるにふさわしくない非行があったとき。

第８条　前条の懲戒は、次の区分によりこれを行う。

(1)　免職

(2)　停職

(3)　戒告

２　停職は、１箇月以内の期間を定めてこれを行う。

（服務規律）

第９条　団員は、団長の召集によって出勤し、服務するものとする。召集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに行動し、服務しなければならない。

第 10 条　団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第 11 条　団員であって 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては村長に、副団長又はその他の者にあっては団長に、届出でなければならない。また特別の事情により長期にわたり団員の半数以上が同時に居住地を離れるときは、団長の許可を得るとともに、不在時における対策を別に講じなければならない。

２　団員の長期不在が多く消防上に支障があると認められたとき、団長は、その不在期間に限り団員を新たに任命し、消防活動に遺憾のないようにしなければならない。

第 12 条　団員は、火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障ある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒してはならない。

第 13 条　団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に務め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構を持たなければならない。

(2)　規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。

(3)　上下同僚の間互いに相敬愛し、礼節を重んじ、信義を重くして常に言行を慎しまなければならない。

(4)　職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。

(5)　職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。

(6)　団員は、団又は団員の名義をもつて特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

(7)　消防団又は団員の名義をもつて、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

(8)　機械器具その他消防団の設備器械の維持管理に当たり職務のほかこれを使用してはならない。

（給与及び手当）

第 14 条　団員には、報酬、手当及び費用弁償を支給する。

2　報酬及び費用弁償の額は、戸沢村特別職の職員の給与に関する条例(昭和 47 年条例第 2 号)及び戸沢村特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和 45 年条例第 7 号)の定めるところによる。

3　団員には、次の手当を支給する。

出場手当　1 回につき　700 円
訓練手当　〃　　700 円
機械員手当　年額　2,000 円

附　則

1　この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

2　団員は、両編成完了時において第 5 条に掲げる定数をこえないよう遂次整理されるものとし、それまでの間は、同条の定数をこえる団員は、定数外にあるものとする。

3　戸沢村消防団条例(昭和 30 年条例第 8 号)は、廃止する。

附　則(昭和 40 年条例第 8 号)

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 41 年条例第 18 号)

この条例は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 43 年条例第 3 号)

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 49 年条例第 30 号)

この条例は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 51 年条例第 17 号)

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 6 月 1 日より適用する。

2　団員は、再編成完了時において、第 5 条に掲げる定数を、こえないよう遂次整理されるものとし、それまでの間は、同条の定数をこえる団員は、定数外にあるものとする。

附　則(平成 2 年条例第 25 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年条例第 11 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 20 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 21 年条例第 6 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

1-11 戸沢村消防団規則

昭和 39 年 3 月 31 日
規則第 2 号

（団の組織）

第１条　消防団に本部、分団、部、班を置き、団長、副団長、分団長、副分団長、部長並びに班長等の役員及びその他の団員を置く。

２　団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、村長に対しその責に任ずる。

３　分団長、副分団長、部長並びに班長等の役員は、団員の中から推せんされた者を団長が任命する。

第２条　団長が事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは団長の定める順序に従い分団長又は副分団長が、団長の職務を行う。ただし、この場合、分団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、分団長、副分団長及び部長の命免を行うことはできない。

第３条　団長、副団長、分団長、副分団長、部長並びに班長の任期は、４年とする。ただし、再任することは妨げない。

（宣　誓）

第４条　団員は、その任命後、次の宣誓書に署名しなければならない。

（任　務）

第５条　団員を任務により次の要員に区分する。

(1)　本部指導要員　本部付分団長の団員 7 名以内

(2)　本部要員　部長以下の団員 25 名

(3)　警防要員　分団長、副分団長、部長、班長及び消防ポンプを操作するに必要な団員

(4)　分団要員　分団毎に警備、予防連絡要員として部長以下の団員 15 名

(5)　その他の要員　団員若干名

２　前項第２号の本部要員は、特別な場合は、分団長以下の団員 25 名とすることができる。

第６条　前条各号の任務は次のとおりとし、各要員は相互に協力するものとする。

(1)　本部指導要員　本部の命令伝達並びに消防団員及び消防活動に必要な事項についての指導業務に従事する。

(2)　本部要員　本部の命令の伝達、庶務、企画等の業務に従事する。

(3)　警防要員　消防機械器具の維持管理並びに火災の警務又は鎮圧に従事する。

(4)　分団要員

警備員　消防水利の維持管理並びに火災の警戒又は火災現場の警備、整理誘導等の業務に従事する。

予防員　分団管轄内の火災の予防業務に従事する。

連絡員　火災現場における連絡業務に従事する。

(5)　その他の要員　水災、林野火災及びその他の災害の警戒又は防圧の業務に従事する。

（水火災その他の災害の出場）

第７条　消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める規定に従うとともに、正当交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第８条　出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1)　責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。

(2)　病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。

(3)　団員並びに消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。

(4)　消防車は一列縦隊で、安全を保って走行しなければならない。

(5)　前行消防車の追越しはならない。

第９条　消防団は、村長の許可を得ないで村の区域外の水火災、その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したとき、又は応援協定を締結している市町村より要請があつた場合は、この限りでない。

（消火及び水防等の活動）

第 10 条　水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高限度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎょ及び鎮圧に努めなければならない。

第 11 条　消防団が水火災その他の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

(1)　消防団長の指揮の下に行動しなければならない。

(2)　消防作業は、真摯に行わなければならない。

(3)　放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最少限度に止めなければならない。

(4)　分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第 12 条　水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、村長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 13 条　放火の疑いある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1)　直ちに村長及び警察職員に通報しなければならない。

(2)　現場保存に努めなければならない。

(3)　事件は、慎重に取扱うとともに、公表に差控えなければならない。

（文書簿冊）

第 14 条　消防団に次の文書簿冊を備え、常にこれを整備しておかなければならない。

(1)　団員名簿

(2)　設備資材台帳

(3)　区域内全図

(4)　沿革誌

(5)　日誌

(6)　地利水利要らん

(7)　金銭出納簿

(8)　手当受払い簿

(9)　給与品、貸与品台帳

(10)　消防法規例規綴

(11)　雑書類

（教　養）

第 15 条　団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、別に定める教養計画により定期的にこれが教養を行わなければならない。

（表　彰）

第 16 条　村長は、消防団又は団員がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

２　前項の場合、団員については、団長が表彰を行うことができる。

第 17 条　前条の表彰は、次の 2 種とする。

(1)　賞詞

(2)　賞状

第 18 条　賞詞は消防団員として功労あると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団及び部に対してこれを授与する。

第 19 条　村長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1)　水火災の予防又は鎮圧

(2)　消防施設整備強化拡充についての協力

(3)　水火災現場における人命救助

(4)　火災その他の災害時における警戒防ぎょ救助に関し消防団に対してなした協力

（服　制）

第 20 条　消防団の服制については、消防庁告示により定める準則並びに山形県服制の定めるところによる。

（階級、訓練、礼式）

第 21 条　消防団の階級、訓練、礼式については、消防庁の定める準則による。

附　則

1　この規則は、昭和 39 年 3 月 31 日から施行する。

2　この規則施行の日に現に在任する第 1 条に規定する役員（旧制による役員を含む。）の任期は、昭和 39 年 5 月 31 日まで、現に保有する役員の職にあるものとする。

附　則（昭和 48 年規則第 12 号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 16 年規則第 10 号）

この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年規則第 4 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（様式）

宣　誓　書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

平成　　年　　月　　日

戸沢村消防団
氏　　名　　㊞

1-12 村消防団組織図

消 防 団 の 組 織 概 要

都道府県名	山形県				平成24年4月1日現在
市町村名	戸沢村	所在地	〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口270		
消防団事務所管	危機対策課防災保護係				
消防団名	戸沢村消防団	電話番号	0233-72-2111	FAX	0233-72-2116
		メールアドレス	tozawa@vill.tozawa.yamagata.jp		

組織

分団数	4 分団	部数	10 部
方面隊数	隊	班数	24 班

団員数	条例定数	360 人
	実員数	327 人
性別	男性	315 人
	女性	12 人
職業構成	国家公務員	0 人
	地方公務員	24 人
	特殊法人等公務員に準ずる職員	17 人
	うち農協職員	11 人
	日本郵政グループ	3 人
	その他	283 人
就業形態	被雇用者	220 人
	自営業者	72 人
	家族従業者	3 人
	その他	32 人
	うち学生	0 人
	うち大学生	0 人
	うち専門学校生	0 人
勤務地団員		2 人
機能別	機能別団員	人
	機能別分団	分団
		人
ポンプ	ポンプ自動車	3 台
	小型動力ポンプ付積載車	14 台
	小型動力ポンプ	7 台
	手引動力ポンプ	0 台
無線機	車載無線機	台
	携帯無線機	5 台
	受令機	台
階級別	団長	1 人
	副団長	2 人
	分団長	10 人
	副分団長	4 人
	部長	10 人
	班長	25 人
	団員	275 人

【組

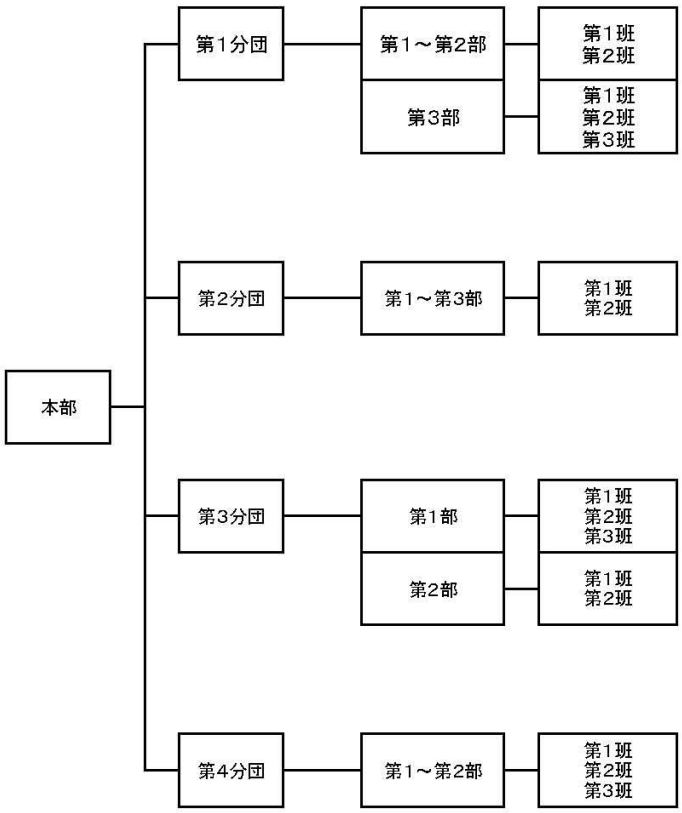

1-13 戸沢村消防力一覧

最上広域消防本部

戸 沢 村 消 防 力 一 覧

1. 消防ポンプ車当配置状況（機械力）

（平成24年4月1日現在）

区分 / 所属別		救助工作車	水槽付ポンプ自動車	普通ポンプ自動車	小型動力ポンプ付自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	軽可搬ポンプ	はしご車	救助支援車	人員輸送車	指令車	広報車	救急車	計
消防本部	本 署	1	2	2					1	1	1	1	4	2	15
	西支署			1									1	1	3
消防団第1分団					1	3	3								7
消防団第2分団						3	3								6
消防団第3分団					1	3	1								5
消防団第4分団					1	5		1							7
計		1	2	3	3	14	7	1	1	1	1	1	5	3	43

2. 戸沢村消防職・団員の状況（人的）

◎最上広域消防本部 西支署

消 防 吏 員			合計
消防司令	消防司令補	消防士	
2名	4名	4名	10名

◎戸沢村消防団員数

戸 沢 村 消 防 団 員 数							合計	条例定数
団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
1	2	10	4	10	25	275 含む 女性消防団員12名	327	360

（消防水利）

平成 24 年 4 月 1 日現在

区分＼分団	名　　称	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	計	備　考
防火水槽	20 ㎥未満	2			1	3	
	20～40 ㎥未満	23	18	13	17	71	
	40 ㎥以上	15	12	10	6	43	
	40 ㎥以上（耐震性）	1	2			3	
	計	41	32	23	24	120	
その他	プール	1	1	1	1	4	
	堀、池等					0	
	河川、溝等					0	
	井戸等					0	
	計	1	1	1	1	4	
消火栓	40φ				1	1	
	65φ	79	54	50	64	247	
	50φ			4	1	5	
	計	79	54	54	66	253	
民間管理	防火水槽					0	
	消火栓					0	
	計	0	0	0	0	0	

1-14 消防施設整備計画

（平成 24 年度末現在）

事　業　名	事業内容	現有数量	年度別整備数量				
			H25	H26	H27	H28	H29
積載車格納庫	消防積載車格納庫	18 棟	２棟	１棟	２棟	２棟	１棟
消防ポンプ積載車	小型動力消防ポンプ付積載車	15 台	２台	２台	２台	２台	２台《更新》
	自動車ポンプ車から積載車への切り替え（２台）	３台		▲１	▲１		
小型動力ポンプ	可搬式小型動力ポンプ（Ｂ２級）《更新》	21 台	１台	１台	１台	１台	１台
防火水槽	防火水槽 20 ㎥未満	３基	－	－	－	－	－
	防火水槽 20 ㎥～40 ㎥未満	71 基	－	－	－	－	－
	防火水槽（有蓋 40 ㎥以上）	43 基	－	－	－	－	－
	《40 ㎥防火水槽に給水管取り付け》		２基	２基	２基	２基	２基
耐震性防火水槽	耐震性防火水槽（有蓋 60 ㎥）	３基	－	－	－	－	－
消火栓	消火栓の新設《移設》	253 基	２基	２基	２基	２基	２基

戸沢村消防団
安全管理マニュアル

平成 25 年 3 月

戸沢村消防団

安全確保 10 則

１．安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。

２．災害現場は、常に危険性が潜在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。

３．部隊及び隊員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断的行動を慎み積極的に指揮者の掌握下にはいれ。

４．危険に関する情報は、現場の隊員に迅速に徹底せよ。危険を察知したものは、直ちに指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。

５．興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境においても冷静さを失うな。

６．機械及び装備に対する知識が未熟な場合、事故を誘引する。各種資機材の機能、性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟せよ。

７．安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自分が確保せよ。

８．安全確保の第一歩は、防火着装に始まる。完全な着装を常に心がけよ。

９．安全確保の前提は、強靭な気力、体力にある。平素から激動に耐えうる気力、体力と体調を持続せよ。

10. 事故事例は、かけがいのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動指針として活かせ。

火災出動時の安全管理

消防団は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るという任務を遂行するため、災害現場に出動する。

災害現場では、危険要素が大量にある環境下で消防活動を実施しなければならない。

しかも、危険性や状況変化は著しく、安全限界ぎりぎりの線を行動限界としている実状である。また、ぎりぎりの線が具体的にどこなのか、その見極めが極めて困難であるため、指揮者も団員も常に安全に対する配慮と確認をしながら任務を達成しなければならない。

消防における安全管理とは、危険性を伴う任務の遂行を前提とした消防活動を実施するに当たり、事故の絶無を期するため、事故要因を合理的に除去するための一連の安全対策をいう。言い換えれば、「安全管理は、それ自体が目的でなく、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的行動対策である。」と定義づけられる。

災害は当然のことながら、その都度、様相を一変させる。１件の火災であっても時間の経過により危険度は増大する。また、緊張と興奮につつまれた中での煙や熱との戦いであり、体力的、精神的に疲労の度合が大きく、冷静な思考力を持続し、安全を確保しつつ任務を完遂することは容易ではない。

指揮者の命令のもと、果敢な消防活動を展開しながら、団員が相互に安全を確保しなくてはならないことを、深く自覚しなければならない。

以下、火災現場における留意事項を具体的に掲げるので、活動時の参考とされたい。

１　出動時の留意事項

出動は・原則として活動服、ゴム長靴、ヘルメットとし、各班拠点施設へ参集し、積載車等で出動する。なお、直接現場へ自家用車等で出動する場合も、この服装に準ずるものとする。

車庫から出動するときは、誘導員をだし、警笛（サイレン）や赤旗等により歩行者や一般車両に注意を喚起し避譲を確認する。

消防車運行上の留意事項

（１）赤信号の交差点通過時には、原則として交差点に進入する直前において一時停止する。なお、信号機の無い交差点、Ｔ字路、一旦停止場所等においても同様とする。

（２）サイレンを鳴らしていても、他の車両は、直ちに避譲しないことが多いため、優先通行権を過信してはならない。

（３）一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両の速度とする。

（４）高さ・重量制限等のあるところは、自隊の車両を確認して通行する。

（５）拡声機等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意を喚起する。特に避譲車の陰や路地等から飛びだす車両や歩行者に注意する。

（６）火や煙が見えると、それに気をとられ、注意力が欠落し易いので、運転者はもちろん全員で前方を注視し進行する。

（７）出動時は、他の隊も各方面から出動してくるので、特に交差点やＴ 字路では、消防車同士の出会い頭の衝突にも注意する。

２　水利部署時の留意事項

（1）水利部署時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の団員の行動に注意する。
（2）消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため吸管を伸長してから開放し、大箱ネジ回しは、吸管離脱まで抜かないこと。また、水槽等の蓋を開けた場合、必ず団員はそこを離れない。
（3）吸管伸長時は、吸管のはね返りやつまずきに注意し、消火栓等に結合したら必ず吸管の緊着状態を確認する。
（4）消火栓、貯水槽、池等の水利に通行人などが転落する危険性のあるときは、ロープまたはコーンなどで表示し、注意喚起のため団員を１人以上配置する。
（5）塀越し等の水利に部署するときは、梯子等を使い 2 名以上の団員が協力して行う。
（6）河川等転落危険のある水利は、ロープ等で身体を確保して吸管投入等の作業を行う。
（7）積雪・寒冷時は、滑りや転倒に注意し、重心を低くし小股で歩くようにして作業を行う。

3　ホース延長時の留意事項
（1）道路を横断し、ホースを延長するときは、他の交通に注意して 2 名以上で行い 1 名は交通整理を行う。
（2）手びろめ延長時は、結合金具、筒先の落下やホースバンド、ホースのたれ下がりに注意する。
（3）軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行とならないよう延長する。
（4）塀等を乗り越え延長するときは、積載の梯子等を活用する。
（5）軌道下のホース溝を使用し延長するときは、上下線にそれぞれ監視員を置き、安全を確認して行う。

4　送水時の留意事項
（1）機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。
（2）予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。
（3）見通しのよい場所でも、梯子等を利用し高所へホースを延長しているときは筒先員の放水態勢を完了してから送水する。
（4）ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放水口（ノズル）は除々に開放する。

5　屋内進入時の留意事項
（1）進入前に上部を確認し、瓦等の落下し易い物があるときは、周囲の消防団員等に注意を促し、とび口やストレート注水で排除してから進入する。
（2）送水前の筒先進入は、内部進入し過ぎないようにする。また、送水前の筒先は放置しない。
（3）階段、敷居、段差等でつまずき、踏みはずしに注意し、足元を確認しながら進入する。特に夜間は照明器具を活用する。
（4）延長ホースを踏み又はつまずき、転倒したり捻挫したりするので、ホースは踏まないようにする。
（5）工場内や地下室等は、漏油や放水の水で滑り易いので小股で慎重に歩く。
（6）石造、レンガ造の建物は、構造材に鉄筋等が使われていないため、一部が崩れると、燃えていない部分まで一挙に倒壊する危険があるので不用意に進入しない。
（7）木造、防火造の店舗等は、外観上は堅固に見えるが、内部の柱や筋かいが燃焼すると一挙に倒壊する危険があるので、内部の燃焼状況に配意し、確認した後に進入する。
（8）染色、皮革、メッキ工場等には、各種薬品糟があるので、不用意に進入しない。

6　高所進入時の留意事項

（1）積載梯子を架ていする位置は、平担でかつ堅固な場所を選定する。
（2）梯子の架てい角度は 75 度とし、窓等の開口部に架ていするときは、主かんを窓仲、柱に寄せ横振れ等を防止する。
（3）梯子を登降するときは、梯子を確保するか、先端をロープ等で固定する。
（4）梯子上で放水や破壊作業をする時は、命綱で身体を確保し、作業姿勢を安定させる。
（5）他隊で架ていした梯子は無断で移動しない。
（6）窓等の開口部から進入するときは、窓枠や足場の強度を確かめてから進入する。
（7）屋外から窓等を開放するときは、側方に位置し徐々に行う。
（8）スレート屋根や塩化ビニール等の屋根又はアーケード上でやむなく活動するときは、厚板や梯子等で足場を確保するほか梁（はり）又はさん(ビス止め部分)の上を歩くようにする。

7　筒先部署での留意事項

（1）モルタル壁体やパラペット等は、火災初期から中期でも倒壊の危険があるので、倒壊が予想される場合は、ロープ等で危険区域を設定し、立ち入りを禁止する。
（2）木造、防火造建物は、床抜けの危険があるので、部屋の隅や窓際等で行動する。必要により梯子等で足場を確保する。
（3）屋根上で注水するときは、ホースを棟の上で蛇行させてホースのずれ、転落を防止する。また、積雪、凍結している屋根には登らない。
（4）柱、梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形するので注意する。
（5）倉庫や工場等の収容物の集積場所では、荷崩れが発生し易いので、安全な距離をとる。

8　注水活動時の留意事項

（1）筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒を防止する。筒先の保持は、できるだけ 2 人以上で担当し安全を確保する。
（2）筒先を離すと危険である。高圧注水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり噴霧注水とする。やむを得ないときはシャットとし、機関員に伝え圧力を下げさせる。
（3）注水するときは、吹き返し危険を避けるため開口部の正面を避け、姿勢を低くし側方から行う。
（4）熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気・熱湯になりはね返える危険があるので、注水は噴霧等を適宜用いて行う。
（5）染色、皮革、メッキエ場等にある各種薬品糟、焼き入れ炉等にストレート注水は行わない。
（6）防火造建物のモルタルの亀裂、ふくらみに注意し、必要により行動を規制する。
（7）神社仏閣等の建物は、庇（ひさし）部分が長く出ているため屋根材が回廊部分に落下し易いので、回廊部分の通行や部署は避ける。

9　破壊作業時の留意事項

（1）開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
（2）ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に除去する。

（３）高所で破壊をするときは、命綱で身体を確保する。破壊物は、落下させない措置をとり、落下危険周囲にはロープ等で明示し、団員等の進入を規制する。
（４）トタン板の剥離作業は、とび口等を活用し、手足等の切創等に注意し実施する。
（５）大ハンマ、オノ、とび口等を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

10　残火処理

（１）疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
（２）屋根等の高所で活動するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
（３）モルタル亀裂・ふくらみ等や柱等の焼け状況から崩落のおそれがある場合は、強制的に落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。
（４）放水した水が凍結し、滑り易いときは姿勢を低くし小股で慎重に歩く。
（５）とび口等で作業を行う場合は周囲に作業スペースをとるなど二次災害を起さないよう留意する。

11　引揚げ時の留意事項

（１）現場で使用した資機材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。
（２）使用した水利の確認。使用した防火水槽の注水や蓋の確認は必ず行う。
（３）疲労等から走行中に信号の見落とし等のないよう、要所要所で呼称による確認を行うなど注意力の持続に努める。
（４）帰隊後は直ちに資機材の積み替えを行うとともに、ポンプの残水を排除し、放水口・吸水口、ドレンコック等を確実に閉鎖するなど、ポンプの維持管理を励行し、ホースの清掃・乾燥を実施し次の出動に備える。

地震時の対応について

（消防団震災対応マニュアル）

平成 25 年 3 月

戸沢村消防団

はじめに

このマニュアルは、戸沢村において震度4以上の地震が発生した場合に消防団組織として、また、消防団員一人ひとりがとるべき基本行動を示したものである。

平成23年3月11日の東日本大震災では、活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲となり、拠点となる施設、車両を含めた資機材も大きな被害を受けた。

この「消防団震災対応マニュアル」では、東北の悲劇を教訓とし、すべての消防団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先とした行動を原則として記載している。

また、即座に消防活動に携わることができないことを前提に、組織としての活動を地域の実情にあった形で明確に示すことにより、現有する消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

いつ、どこで、どんな災害が発生するか予測することは不可能である。したがって、今後も各関係機関と連携しながら、この震災対応マニュアルに適宜、適切な見直し作業を加え、よりきめ細かなマニュアルとすることを常に目標としていくこととする。

☆避難の大原則
自分たちの身の安全は、自分たちで守ろう！
まずは身の安全の確保！
正確な情報を集めよう！

基本方針

震災時には、同時多発的に火災の発生、建物倒壊及び津波等による救助事故が多く発生し、多数の傷病者の発生など膨大な消防活動が予測される。消防は装備資機材等の総力を結集して災害活動に当たり、村民の生命、身体及び財産の保護に当たる。

また、地区会や自主防災組織等の地域密着型の防災活動が被害軽減に著しい成果を上げることから、村災害対策本部と連絡を密に取りながら、これら地域防災力と役割分担を踏まえながら活動を実施する。

第１　消防団員の参集方法

基本的に地震発生時における参集については、団員各自がテレビ、ラジオ及び防災行政無線等で村内の震度を把握し、「配備基準」に達したら、定められた場所（各班の拠点施設等）に自主参集するものとする。

第２　非常配備基準

(1)　準備体制（１号配備）

（震度） 警報・注意報	階級	消防団員行動
（震度 4）	消防団長・副団長	状況により村役場（危機対策課）へ参集
	分団長・副分団長	※ 状況により村危機対策課から召集
	班長・団員	※ 状況により分団長から召集

(2)　警戒体制（２号配備）

（震度） 警報・注意報	階級	消防団員行動
（震度 5 弱又は 5 強）	消防団長・副団長	村災害対策本部へ参集
	分団長・副分団長	※ 状況により村危機対策課から招集
	班長・団員	※ 状況により分団長から招集

(3)　災害対策本部体制（３号配備）

（震度） 警報・注意報	階級	消防団員行動
（震度 6 弱以上）	消防団長・副団長	村災害対策本部へ参集
	分団長・副分団長	分団詰所（各班拠点施設）へ参集
	班長・団員	分団詰所（各班拠点施設）へ参集

【　第１　平常時の対策　】

１　家庭内において

普段からの避難準備

①　消防団員は、各自、非常持出品を準備しておき、非常時における家族との参集場所や方法を確認しておく。（※長袖、長ズボンでの避難の徹底）

(例)家族 3 日分の食料・飲料水・救急薬品、携帯ラジオ、雨具、懐中電灯、電池、ちり紙、タオル、下着類、メモ帳、筆記用具、マッチ、ローソク、軍手、ナイフ、缶切りなど

②　大型家具(タンス類、冷蔵庫、テレビ など)の固定やガラスの飛散防止対策をしておく。

２　消防団活動において

①　常に所在を明確にしておき、最新の災害情報が得られるようにラジオ等の携行に努め、連絡手段を複数確保する。また、戸沢村消防団本部と各分団との無線通信体制(防災無線、携帯電話等)の整備に努める。団員の安否確認のための連絡網を整備し、複数の手段を検討しておく。

② 管轄地域の地理、消防用水利、危険要素を調査把握するとともに、避難場所、避難経路、危険個所の調査把握と非常時の迂回路の選定や誘導方法を事前に研究しておく。
(例)道路。橋の状況、木造家屋の密集地、山・崖くずれの危険個所、広域避難場所への避難時間、山腹崩壊の危険箇所、ブロック塀など
③ 日頃から消防用資機材・救助用資機材(可搬ポンプ、発電機、投光器など)の管理や取扱訓練を反復実施しておく。
④ 自己の職の第2、第3代理者を決めておき、代理者に対し、自己の任務等を熟知させ、有事に備えておく。
⑤ 特殊な精神状態(興奮、疲労、使命感)と極度の緊張の中でも冷静沈着に活動、指揮命令できる精神力を養い、健康管理の徹底に努める。

【 第２ 震災発生時の初動対応 】

① 消防団員の参集は地震の発生をもって「召集が発令」されたものとし、震度区分により自主参集すること。(電話連絡はしない)
② テレビ、ラジオなどで地震の震度を確認すること。本マニュアルに示す参集基準に達した場合には、家族の安全(勤務先の被害)に配慮しつつ、速やかにそれぞれの分団、班の拠点施設等に参集すること。
③ 自己又は家族に危険が迫っている、遠隔地にいる等、特別な事情により、参集することが困難な場合には、その旨を所属分団の上司に連絡し、併せて、連絡先についても伝達すること。
④ 交通途絶などにより定められた場所に参集することができない場合は、最寄りの避難場所に参集し、そこでの活動に当たる。(待機の場合は分団の詰所・各班の拠点施設等、又は、地域の公民館、集会所とする。)
⑤ 自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度6弱以上の場合は、徒歩又は自転車。バイクなどを使って参集すること。
⑥ 所属分団への参集に際して、周辺の被害状況の把握に努め、緊急性のあるものは村危機対策課に連絡すること。
⑦ 参集する途中で救助を求めている人がいる場合は、人命救助を最優先し、直ちに救助を行い、被災者の安全を確保した上で参集すること。
⑧ 通信手段は地震後には電話、携帯電話は非常につながり難く、携帯電話メールが極めて有用であることから、消防団員は災害時に他の通信手段が無い場合は「携帯電話メール・災害防災メール」を活用すること。

【 第３ 震災消防活動 】

1 状況確認
① 団長は、災害対策本部に参集し、各消防分団の指揮体制を確立する。
② 副団長は、災害対策本部に参集し、消防分団及び避難している自主防災組織、地区会と連携をとり、状況を随時、災害対策本部へ連絡する。
③ 分団長は、避難場所での下記の状況把握に努め、対策本部に報告する。
・避難者の状況を把握する。

（避難者数の把握、重傷者の状況、備蓄物等の状況など）。

・拠点施設、車両、資機材の被害状況を把握し、情報、指示命令、活動内容等について記録する。

・団員の参集状況を把握し、参集途上での被害状況を聴取する。

・体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。

2　救出活動等における出動

①　緊急出動

人命捜索、救出活動及び消火活動において緊急を要する場合は、分団長等は、団員の安全確保を最優先とした活動を実施し、団長に報告する。

留意事項

・　分団長等は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し、効果的な消防活動の実施に努める。ただし、踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

・　二次災害の防止のため、大規模地震の後には必ず余震があるものと心得ておき、救助活動等、屋内進入については、特に注意する。

②　緊急出動以外

人命捜索、救出活動及び消火活動を要する場合は、分団長等は、自衛隊・警察・消防本部と連携のもと、団員の安全確保を最優先とした活動を実施し、団長に報告する。

1-17 自主防災組織

戸沢村自主防災組織一覧表　　平成24年11月1日現在

NO	名称	設立年月日	拠点施設 名称	拠点施設 所在	拠点施設 電話	構成世帯数	構成人数
1	岩清水 地区自主防災組織	平成19年 4月10日	岩清水 公民館	戸沢村 大字岩清水 836-1		38	147
2	金打坊 地区自主防災組織	平成19年 3月28日	金打坊 公民館	戸沢村 大字津谷 1376-2		18	67
3	津 谷 地区自主防災会	平成20年 4月 8日	津 谷 公民館	戸沢村 大字津谷 72-6	72-2600	163	568
4	向名高 地区自主防災組織	平成19年 4月11日	向名高 公民館	戸沢村 大字名高 1306-1		117	421
5	名 高 地区自主防災会	平成19年 5月 1日	名 高 公民館	戸沢村 大字名高 980-1		86	306
6	神 田 地区自主防災組織	平成19年 5月 2日	神 田 公民館	戸沢村 大字神田 947-1		147	540
7	杉 沢 地区自主防災会	平成21年4月13日	杉 沢 公民館	戸沢村 大字神田 2032-2		7	28
8	野 口 地区自主防災会	平成21年 4月 27日	野 口 公民館	戸沢村 大字松坂 4697-1		45	177
9	上松坂 地区自主防災会	平成21年 4月 12日	上松坂 公民館	戸沢村 大字松坂 1052-2	72-2742	69	316
10	下松坂 地区自主防災会	平成20年 3月 26日	下松坂 公民館	戸沢村 大字松坂 632-3		20	93
11	岩 花 地区自主防災会	平成21年 4月 13日	岩花生活改善センター	戸沢村 大字蔵岡 1551-3		29	123
12	蔵 岡 地区自主防災組織	平成19年 4月15日	蔵岡 公民館	戸沢村 大字蔵岡 149-1		88	322
13	真 柄 地区自主防災会	平成20年 5月 27日	真柄 公民館	戸沢村 大字古口 698		61	198
14	古 口 地区自主防災会	平成19年 4月 8日	古口 公民館	戸沢村 大字古口 2664-4	72-2766	224	695
15	山ノ内 地区自主防災会	平成23年 4月 1日	白 糸 集会所	戸沢村 大字古口 3066-4		27	62
16	中 沢 地区自主防災会	平成20年 3月 19日	中 沢 公民館	戸沢村 大字角川 62-1		23	63
17	滝ノ下 地区自主防災会	平成20年 4月 15日	滝ノ下 公民館	戸沢村 大字角川 260-7		34	118
18	十二沢 地区自主防災会	平成24年11月 1日	十二沢 公民館	戸沢村 大字角川 321-6		27	110
19	下本郷 地区自主防災会	平成21年 4月12日	農村環境改善センター	戸沢村 大字角川 481-1	73-2528	31	93
20	上本郷 地区自主防災会	平成21年 9月 1日	角川中学校多目的室	戸沢村 大字角川 582	73-2125	39	93
21	畑 ケ 地区自主防災会	平成20年 4月 13日	畑 ケ 公民館	戸沢村 大字角川 728-7	73-2014	22	70
22	綱 取 地区自主防災組織	平成18年12月28日	西沢防雪センター	戸沢村 大字角川 890-3	73-2347	18	63
23	元屋敷 地区自主防災会	平成18年12月28日				15	45
24	上 沢 地区自主防災会	平成20年 3月31日	与吾屋敷 公民館	戸沢村 大字角川 1040-1		3	6
25	片 倉 地区自主防災組織	平成18年12月27日	片 倉 公民館	戸沢村 大字角川 1092		4	7
26	平 根 地区自主防災会	平成21年 4月 7日	平 根 公民館	戸沢村 大字角川 1196-6		12	32
27	勝 地 地区自主防災会	平成24年 4月 1日	勝 地 公民館	戸沢村 大字角川 1317-4		23	81
28	上 野 地区自主防災会	平成23年 4月 3日	上 野 公民館	戸沢村 大字角川 1394-8		22	59
29	沢 内 地区自主防災会	平成20年 6月17日	沢 内 公民館	戸沢村 大字角川 1481-4		20	64
合計						1,432	4,967

1-18 村における「非常電話」の配置状況

村における「非常電話」「災害時優先電話」等一覧

電話種類	設置場所	所在地	電話番号	備　考
衛星電話①	戸沢村役場	戸沢村大字古口270	080-2195-7728	
衛星電話②	戸沢村役場	戸沢村大字古口270	080-2195-7729	
防災携帯電話 課長	危機対策課長		090-3643-6462	au
防災携帯電話 担当者	危機対策課防災担当		090-3643-6453	au
ドクターヘリ専用携帯電話①	危機対策課（平日用）	戸沢村大字古口270	080-5737-9696	au
ドクターヘリ専用携帯電話②	危機対策課（休日用）	戸沢村大字古口270	080-5743-3360	au
水道非常用携帯電話	建設水道課水道担当		090-3757-2824	au
防災無線専用電話	戸沢村役場危機対策課	戸沢村大字古口270	7-721-101	衛星系
防災無線専用電話	戸沢村役場建設水道課	戸沢村大字古口270	7-721-103	衛星系
防災無線専用電話	戸沢村役場産業振興課	戸沢村大字古口270	7-721-104	衛星系
防災無線専用電話	戸沢村役場日直室	戸沢村大字古口270	7-721-102	衛星系
防災FAX	戸沢村役場総務課	戸沢村大字古口270	7-721-150	衛星系
災害時優先電話	危機対策課	戸沢村大字古口270	0233-72-2116	FAX
災害時優先電話	建設水道課（庁舎親局）	戸沢村大字古口270	0233-72-2454	
災害時優先電話	神田小学校	戸沢村大字神田3633	0233-72-2516	
災害時優先電話	戸沢小学校	戸沢村大字名高1592	0233-72-2524	
災害時優先電話	古口小学校	戸沢村大字古口3001	0233-72-2526	
災害時優先電話	戸沢浄水場	戸沢村大字名高438	0233-72-2554	
災害時優先電話	古口保育所	戸沢村大字古口199－3	0233-72-2601	
災害時優先電話	神田保育所	戸沢村大字神田3645－1	0233-72-2602	
災害時優先電話	戸沢中学校	戸沢村大字蔵岡2905－7	0233-72-2666	
災害時優先電話	戸沢村中央診療所	戸沢村大字古口2664－5	0233-72-3536	
災害時優先電話	戸沢保育所	戸沢村大字名高1593－393	0233-72-3551	
災害時優先電話	中央公民館	戸沢村大字名高1593－86	0233-72-9041	
災害時優先電話	角川小学校	戸沢村大字角川582	0233-73-2132	
災害時優先電話	角川保育所	戸沢村大字角川452－1	0233-73-2233	
災害時優先電話	農村環境改善センター	戸沢村大字角川481－1	0233-73-2528	
災害時優先電話	平根浄水場	戸沢村大字角川3019－2	0233-73-2627	

1-19 救助法による救助の程度と期間

	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1　規格１戸当たり平均 29.7㎡（９坪）を基準とする。 2　限度額１戸当たり 2,401,000 円以内 3　福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できるものとする。 4　賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができるものとする。	災害発生のときから20 日以内着工 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1　基準面積は平均１戸当たり 29.7㎡であればよい。 また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2　供与期間 最高２年以内 3　県外からの運送費は別枠とする。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 300 円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算	災害発生の日から ７日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物等の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費を含む。 2　輸送費は別途計上
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　全半壊（焼）、流失、床上浸水 で炊事ができない者 3　床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1　一人１日当たり 1,010 円以内 2　被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合３日分支給可（大人、小人の区別なし）	災害発生の日から ７日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から ７日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	救護班による場合は 1　使用した薬剤 2　治療材料及び破損した医療機具の修繕費等の実費	災害発生の日から 14 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	患者等の移送費は、別途計上

記

単位：円

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算
全壊・全焼流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,3200
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊・半焼床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,9100	25,300	3,300

	対象	費用の限度額	期間	備考
		病院又は診療所による場合は ３　国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者による場合は ４　協定料金の額以内		
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	救護班等による場合は １　使用した 助産師による場合は ２　慣行料金の２割引以内の額	分べんした日から ７日以内 　ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	妊産婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明な状態にある者	船艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用の額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から ３日以内 　ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	１　期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 　１世帯当たり 520,000 円以内	災害発生の日から １か月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
生業になの必要資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し災害のため生業の手段を失つた世帯	１生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する ２　「生業に必要な資金の貸与」として貸し付けする金額は、次の範囲内の額とする。 生業費１件当たり 30,000 円 就職支度費　１件当たり 15,000 円	災害発生の日から １月以内	生業に必要な資金貸与条件 　貸与期間　２年以内 　利子　無利子
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通	１　学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。 イ　教科書その他の教材 ロ　文房具 ハ　通学用品２　文房具及び通学用品は次の金額以内 ２　学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 イ　教科書その他の教材費 (ｲ)　小学校児童及び中学校生徒	災害発生の日から (教科書) １カ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。

	対象	費用の限度額	期間	備考
	信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (ﾛ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具及び通学用品費 小学校児童１人当たり 4,100円 中学校生徒１人当たり 4,400円 高等学校等生徒１人当たり 4,800円		
埋葬	１ 災害の際死亡した者 ２ 実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	１ 輸送費、人件費は別途計上 ２ 災害発生後３日を経過したものは、一応死亡した者と推定
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行う。	（洗浄、消毒等） １体当たり 3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり 5,000円以内 検索 救護班以外は 慣行料金	災害発生の日から10日以内	１ 検索は原則として救護班 ２ 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	１ 自力では除去することのできない者 ２ 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活支障をきたしている場合	１世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。

	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び人夫費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

1-20 国道 47 号線規制関連

☆　注意報・警報及び情報

◎　山形河川国道事務所　雨量観測地点

①　蔵　岡　　新庄市大字本合海字幸地

②　猪ノ鼻　　戸沢村大字古口字座頭雪頽

◎　酒田河川国道事務所　雨量観測地点

①　高　屋

◎　新庄河川事務所　雨量観測地点

①　古　口

▼　山形河川国道事務所　雪量観測所

①　古口車両検測所　　戸沢村大字古口字上真柄

事前通行規制区間（一般国道 47 号）	「蔵岡」雨量観測所で、連続雨量が 150mm を超えた場合、全面通行止めとなる。	区間	新庄市畑～戸沢村蔵岡までの、約 1.0km 区間
	「猪ノ鼻」又は「高屋」の雨量観測所で、連続雨量が 150mm を超えた場合、全面通行止めとなる。	区間	戸沢村猪ノ鼻～戸沢村草薙までの、約 8.0km 区間
特殊通行規制区間（一般国道 47 号）	並行している「最上川」の氾らんにより危険が予測される場合、全面通行止めとなる。	区間	戸沢村黒淵から戸沢村真柄までの、約 0.9km 区間
異常降雪時事前通行規制区間（一般国道 47 号）	「大雪警報」が発令され、7 cm／30 分の連続降雪やスタック車（スリップ等で動けなくなる車）により、交通障害が発生した場合に通行止めとなる。	区間	新庄市本合海～庄内町清川までの、23.5km 区間

2　危険区域資料

2-1　戸沢村土砂災害危険区域一覧

番号	所　在　地（箇所名）		危険住宅		危険の種別		
			戸数	人口	地すべり	がけ崩れ	土石流
1	大字松坂	字滝ノ下ほか	3	6		○	○
2	〃	字上ノ山ほか	2	5		○	
3	大字神田	字杉沢ほか	7	29		○	○
4	〃	字鍛冶ケ山ほか	58	232	◎		
5	〃	字濁沢ほか	20	89	◎	◎	
6	〃	字濁沢	3	14		○	
7	大字名高	字上ノ山ほか	1	2		○	○
8	大字岩清水	字岩清水	0	0		○	
9	大字蔵岡	字矢筈	1	6	○		
10	〃	字前山ほか	1	2		○	
11	〃	字角間沢ほか	0	0	◎		
12	〃	字黒淵ほか	20	75	◎	○	
13	大字古口	字滝通	0	0		○	
14	〃	字堂坂	0	0		○	
15	〃	〃	1	1		○	
16	〃	字本町	2	10		○	
17	〃	〃	1	4		○	○
18	〃	字高屋	4	4		○	○
19	〃	字柏沢	2	12			○
20	大字角川	字中沢ほか	28	81	◎		
21	〃	字西山ほか	25	81	◎		○
22	〃	字下本郷ほか	73	264	◎		
23	〃	字別当ケ沢ほか	0	0	◎		
24	〃	字砂子沢ほか	0	0	◎		○
25	〃	字沢内ほか	34	104	◎		
26	〃	字寺台ほか	15	37	◎		
27	〃	字元屋敷ほか	17	58	◎		
28	〃	字勝地ほか	23	81	◎		
29	〃	字平根ほか	12	34	◎		
30	〃	字与吾屋敷ほか	3	6	◎		○
31	〃	字片倉	4	8	◎		○
32	〃	字今神山	0	0	○		
合　計			360	1245	18	15	10

注）　◎印は、法律告示指定を含む区域

2-2　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示 年月日	告示番号	告示 年月日	告示番号
古口	1-6801	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
土湯	1-6802	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
本郷	1-6804	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
上本郷1-1	1-6805-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
上本郷1-2	1-6805-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
左越	2-6823	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
板敷-1	1-6809-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
板敷-2	1-6809-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
杉沢-1	1-6808-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字神田	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
杉沢-2	1-6808-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字神田	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
津谷	2-6816	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字津谷	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
蔵岡2	2-6815	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字蔵岡	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
蔵岡1	2-6826	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字蔵岡	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
上松坂	2-6821	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字松坂	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
名高	2-6819	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字名高	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
鍋滝2	2-6813	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
鍋滝1	2-6814	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
芋畑	2-6824	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
沢内2	2-6809	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号
沢内1	2-6810	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H20.12.16	県告第1082号	H20.12.16	県告第1088号

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示 年月日	告示番号	告示 年月日	告示番号
山根	1-6811	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
古口-1	1-6812-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
古口-2	1-6812-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
風舘	2-6825	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
十二沢-1	1-6806-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
十二沢-2	1-6806-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
十二沢-3	1-6806-3	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
滝ノ下	1-6807	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
高屋-1	2-6827-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
高屋-2	2-6827-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
高屋-3	2-6827-3	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
稲村	2-6812	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
上台-1	1-6810-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
上台-2	1-6810-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字古口	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
畑ヶ-1	2-6808-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
畑ヶ-2	2-6808-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
畑ヶ-3	2-6808-3	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H21.9.8	県告第813号	H21.9.8	県告第821号
綱取-2-1	2-6806-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第46号	H21.9.8	県告第49号
綱取-2-2	2-6806-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第46号	H24.1.13	県告第49号
綱取1	2-6807	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第46号	H24.1.13	県告第49号
長倉2	2-6802	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第46号	H24.1.13	県告第49号

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示 年月日	告示番号	告示 年月日	告示番号
長倉 1	2-6803	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第 46 号	H24.1.13	県告第 49 号
明戸	2-6804	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第 46 号	H24.1.13	県告第 49 号
明戸 2	2-68H003	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第 46 号	H24.1.13	県告第 49 号
元屋敷-1	2-6805-1	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第 46 号	H24.1.13	県告第 49 号
元屋敷-2	2-6805-2	急傾斜地の崩壊	戸沢村大字角川	H24.1.13	県告第 46 号	H24.1.13	県告第 49 号

2-3　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（土石流）

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
神社沢	28-2	土石流	戸沢村 大字古口	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
中ノ沢	28-6	土石流	戸沢村 大字古口	H20.12.16	県告 第 1082 号	－	－
大沢	28-7	土石流	戸沢村 大字古口	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
楯ノ沢	28-8	土石流	戸沢村 大字古口	H20.12.16	県告 第 1082 号	－	－
三本木沢	TU-13	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	－	－
本郷不動沢	TU-14	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
元学校の沢	TUNO⑰-6	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
僕之沢	28-4	土石流	戸沢村 大字古口	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
岩清水沢	28-15	土石流	戸沢村 大字岩清水	H20.12.16	県告 第 1082 号	－	－
泥押沢	28-11	土石流	戸沢村 大字神田	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
向松坂沢	28-14	土石流	戸沢村 大字松坂	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
余ヶ沢	28-1	土石流	戸沢村 大字古口	H20.12.16	県告 第 1082 号	－	－
草薙沢	28-12	土石流	戸沢村 大字古口	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
シガ沢	28-13	土石流	戸沢村 大字古口	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
中沢西ノ沢	TU-1	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
鍋滝沢	TU①	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
多ェ門沢	TU-18	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
沢内の沢-1	TU-19-1	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
沢内の沢-2	TU-19-2	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	H20.12.16	県告 第 1088 号
千田沢	TUNO⑰-1	土石流	戸沢村 大字角川	H20.12.16	県告 第 1082 号	－	－
堂坂沢	28-5	土石流	戸沢村 大字古口	H21.9.8	県告 第 813 号	－	－
坊ノ沢	28-9	土石流	戸沢村 大字古口	H21.9.8	県告 第 813 号	H21.9.8	県告 第 821 号
不動沢	TU-10	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第 813 号	－	－

箇所名	箇所番号	自然現象	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
				告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
下カニコ沢	TU-11	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	-	-
ジベタ沢	TU-12	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	-	-
善右エ門沢	TU-6	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	H21.9.8	県告 第821号
喜助沢	TU-7	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	-	-
喜助沢南	TU-8	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	H21.9.8	県告 第821号
栃沢	TU-9	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	H21.9.8	県告 第821号
滝ノ沢	TU-5	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	H21.9.8	県告 第821号
興屋沢	TU-15	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	H21.9.8	県告 第821号
与十郎沢	TU-16	土石流	戸沢村 大字角川	H21.9.8	県告 第813号	-	-
田代不動沢	TU-17	土石流	戸沢村 大字角川	H24.1.13	県告 第46号	H24.1.13	県告 第49号

2-4　雪崩危険区域

箇所名	字	地形					気象		人家戸数	公的建築物		公共施設		豪雪又は特別豪雪
		傾斜度	高さ(m)	標高(m)	長さ(m)	傾斜の方位	積雪深(cm)	観測年月日		種類	数	種類	数	
草薙(1)	古口	26	148	175	480	NE	345	52.2.9	4	公民館	1	JR 国道	300 320	特雪
草薙(2)	古口	22	142	175	290	NE	345	52.2.9	5	公民館	1	JR 国道	200 210	特雪
土湯	古口	23	96	125	310	E	345	52.2.9	8			国道	260	特雪
杉沢(1)	神田	26	64	175	230	NE	345	52.2.9	1	公民館	1	村道	170	特雪
杉沢(2)	神田	34	76	150	150	NE	345	52.2.9	0	公民館	1	村道	70	特雪
濁沢	神田	20	25	25	500	SW	345	52.2.9	6	公民館	1	村道	200	特雪
名高	名高	24	27	81	350	E	345	52.2.9	8			村道	100	特雪
本町 山根	古口	42	24	60	350	N	345	52.2.9	12	公民館	1	JR 国道	250 70	特雪
古口	古口	31	40	75	420	N	345	52.2.9	5	その他	1	JR 国道	220 200	特雪
滝の下	角川	28	152	225	400	SW	345	52.2.9	13			県道	320	特雪
十二沢	角川	32	86	175	520	SW	345	52.2.9	22	公民館	1	県道	500	特雪
本郷	角川	22	92	175	930	W	345	52.2.9	23			村道	1270	特雪

2-5　重要水防箇所一覧表

重 要 水 防 箇 所 調 書（国管理）

河川名	地区名	距離標	左右岸別	評定種別	平成24年度評定 堤防（m） A	平成24年度評定 堤防（m） B	平成24年度評定 工作物（箇所） A	平成24年度評定 工作物（箇所） B	対策水防工法名	変更理由等	関連計画等	水防警報対象観測所	氾らん注意水位	出張所
最上川	古口	12.0 13.2	左岸	堤防高（流下能力）		997			―			古口	5.50	鳥越出張所
	真柄	13.6 13.7	左岸	漏水		150			月輪工 釜段工	（旧川跡）		古口	5.50	
	皿島	15.2 16.9	右岸	堤防高（流下能力）	1,214				積土嚢工	（家屋箇所を対象）		古口	5.50	
				堤防断面	1,214				―	（家屋箇所を対象）				
	真柄・皿島	15.06	左右岸	古口自歩道橋				1	―	（流下能力）		古口	5.50	
	真柄・皿島	15.09	左右岸	古口大橋				1	―	（流下能力）		古口	5.50	
	真柄・皿島	15.15	左右岸	第一最上川橋梁				1	―	（流下能力）		古口	5.50	
	真柄	15.2 15.4	左岸	漏水		200			月輪工 釜段工	（旧川跡）		古口	5.50	
	皿島	15.4	右岸	皿嶋排水樋門				1	―	（H22 施工）		古口	5.50	
	皿島	16.6	右岸	出舟第1排水樋門				1	―	（H23 施工）		古口	5.50	
	蔵岡	16.0 18.4	左岸	堤防高（流下能力）		2,214			―			古口	5.50	
				堤防断面		2,214			―					

				法崩れ		2,214			ー	堤防詳細点検結果 法崩れすべりの恐れ				
	蔵岡	16.6 16.7	左岸	漏水		100			月輪工 釜段工	(旧川跡)		古口	5.50	
	津谷	17.5 0(鮭川)	右岸	堤防高(流下能力)		1,029			ー			古口	5.50	
	蔵岡	17.8 18.2	左岸	漏水		330			月輪工 釜段工	(旧川跡)		古口	5.50	
	津谷	17.5 17.9	右岸	漏水		400			月輪工 釜段工	(旧川跡)		古口	5.50	
	津谷	18.1 18.2	右岸	漏水		100			月輪工 釜段工	(旧川跡)		古口	5.50	
	金打坊	0.2 (鮭川) 19.6	右岸	堤防高(流下能力)	640				積土嚢工	(家屋箇所を対象)		古口	5.50	
				堤防断面	640				ー	(家屋箇所を対象)				
鮭川	岩清水	2.0 2.2	左岸	漏水		200			月輪工 釜段工	(旧川跡)		真木	3.50	鮭川出張所
	岩清水・津谷	2.63	左右岸	鮭川橋梁				1	ー	(流下能力)		真木	3.50	
	津谷	2.7 2.9	右岸	漏水	150				月輪工 釜段工	(旧川跡、H10.6 実績)		真木	3.50	
	岩清水・津谷	2.89	左右岸	岩津橋				1	ー	(流下能力)		真木	3.50	

	名高	3.6 3.7	右岸	漏水		100			月輪工 釜段工	(旧川跡)		真木	3.50	
	名高	4.9 5.2	右岸	漏水		250			月輪工 釜段工	(旧川跡)		真木	3.50	
	松坂	7.0 7.1	右岸	漏水		100			月輪工 釜段工	(旧川跡)		真木	3.50	
	米・松坂	8.55	左右岸	米坂橋			1		―	(流下能力)		真木	3.50	

重 要 水 防 箇 所 調 書（県管理）

河川名	地区名	距離標	左右岸別	評定種別	重要度	延長（m）	対策水防工法名	水防警報対象観測所	氾らん注意水位	出張所	備　　考（重要なる理由）
角間沢川	大字蔵岡	0.00～0.20	左右岸	堤防高	B	200	積土俵	—	—	鳥越出張所	直轄最上川水防箇所に準拠
砂子沢川	大字古口	0.10～0.30	左右岸	堤防高	B	200	積土俵	古口	5.50	鳥越出張所	直轄最上川水防箇所に準拠
坊の沢川	大字古口	0.10～0.25	左右岸	堤防高	B	150	積土俵	古口	5.50	鳥越出張所	直轄最上川水防箇所に準拠
角川	大字古口	0.00～0.40	左岸	堤防高	B	300	積土俵	古口	5.50	鳥越出張所	直轄最上川水防箇所に準拠
沢内川	大字上野	2.00～2.15	左右岸	堤防高	B	150	積土俵	古口	5.50	－	堤防高不足による田・人家の浸水が想定される
田沢川	大字名高	0.00～0.50	左右岸	堤防高	B	500	積土俵	—	—	鮭川出張所	直轄鮭川水防箇所に準拠
濁沢川	大字名高	0.00～0.50	左右岸	堤防高	B	500	積土俵	—	—	鮭川出張所	直轄鮭川水防箇所に準拠

2-6　浸水等による危険地域等

管　轄 警察署	統一 名称	交差路	道路 管理者	路線名	箇　　所	場所の 通称	最大 水深 (cm)	冠水 実績	備考
新庄	角川 アンダー	JR 陸羽西線	最上 総合支庁	(主) 戸沢 大蔵線	戸沢村大字古口 字古口地内	角川 アンダー	120	有り	
新庄	皿嶋 アンダー	JR 陸羽西線	戸沢村	(村) 岩花 皿嶋線	戸沢村大字古口 字皿嶋地内	皿嶋 アンダー	100	有り	
新庄	風館 アンダー	JR 陸羽西線	戸沢村	(村) 風館線	戸沢村大字古口 字古口地内	風館 アンダー	100	有り	

2-7　角川・最上川流域の主な土砂災害履歴

年月日	主 な 被 災 状 況
昭和２年８月 27～28 日	最上郡古口村地内角川橋約20間流失。角川増水字三澤地内浸水家屋敷戸。角川村増水田地浸水１0町余
昭和５年７月５	飽海最上の両郡に大洪水。列車運転中止、電信電話不通。最上川氾濫、古口方面1丈8尺の増水、200戸以上浸水、家屋流失58戸
昭和 30 年６月 24～27 日	鳥海山、月山、朝日山系で豪雨、鮭川、小国川等で増水氾濫が著しく、死者3名、負傷者4名、行方不明者2名、家屋全壊流失21戸、堤防決壊240件、山崩れ18件。被害額4,950,300円
昭和 31 年８月６日	最上地方集中豪雨、水位5.4m、床上床下浸水151戸、田畑流出67ha、被害額250万円
昭和 32 年７月８日	豪雨で各河川が増氾濫し死者3名、家屋半壊9戸、橋梁流失80箇所、堤防決壊288箇所
昭和 33 年７月 20～28	鳥海山系、北部山岳地帯で530mm、月山、朝日山系300mm以上の豪雨のため、最上川及び各小中河川が増水氾濫し県内各地に被害が発生。死者1名、負傷者2名、家屋全半壊47戸、堤防決壊812個所、土砂崩れ2箇所。戸沢村災害救助法発動
昭和 36 年９月 16 日	第2室戸台風。戸沢村、鮭川村の被害甚大。被害額34,000,000円
昭和 37 年	角川流域直轄化
昭和 44 年７月 29 日	集中豪雨天狗山667mm、鳥海山488mm。床上浸水7戸、床下浸水16戸、道路決壊4箇所、橋梁決壊3箇所、堤防決壊14箇所、農地被害235ha、被害額1.2億円。最上川鮭川増水、真室川氾濫。小国川、角川、立谷沢川堤防決壊
昭和 44 年８月８日	日本海低気圧が接近し、断続的な豪雨。北部全体に被害。大石田町、戸沢村に災害救助法発動。月山351mm、瀬見316mm、新庄231mm。死者2名、負傷者8名、家屋全半壊30戸、床上床下浸水4908棟、建物被害28棟。最上川の増水で戸沢村粕谷沢渡船場で護岸がえぐりとられる。角川氾濫
昭和 46 年７月 16 日	本県中北部を中心に大雨災害。藤島257mm、狩川288mm、死者4名、負傷者6名、家屋全壊13戸、半壊30戸、建物浸水6409棟、被害額6.2億円。角川氾濫
昭和 47 年７月９日	最上、庄内地方を中心に被害。軽傷1名、一部破損2棟、床上浸水413棟。最上川、鮭川増水、真室川氾濫、角川氾濫
昭和 51 年８月５日	最上川を中心に県内各地の中小河川が増水し、43市町村で道路、河川、がけ崩れ等大きな被害発生。行方不明者1名、軽傷者3名、家屋全半壊12棟、床上床下浸水4572棟、建物被害1133等。最上川堤防決壊。立谷沢川増水により堤防決壊。角川土砂流氾濫、戸沢村角川地区孤立
平成２年６月 26～27 日	梅雨前線活動活発化。27日未明から日中にかけて豪雨。鮭川村で道路冠水。大蔵村南山、戸沢村古口、角川上本郷で土砂崩れ
平成６年 11 月	鹿の入沢で崩壊発生し、一時的に河道を閉塞。崩壊土砂量約36万ｍ３

3　施設関連資料

3-1　指定避難場所・避難施設（公共施設等）

避難所番号	地区	備蓄施設	避難場所・施設名	所在地	電話番号	建築年号	構造概要	階高	施設面積		収容人数《地区公民館等は、基本的に一次避難所という位置づけ》		車椅子対応		
									屋内面積	屋外面積	一次避難（1.7㎡/1人）	収容避難（3.3㎡/1人）	玄関口	トイレ	水洗化の有無
1	北	1	中央公民館	大字名高1593－86	72-2304	S54・7月	RC耐震補強済み	3	1,157.00	5,000	3,310	360	○	○	有
2	北	2	若者センター	大字蔵岡3718－1	72-3594	S59・12月	木造	2	154.00	33,053	19,500	50	○	○	有
3	北	3	戸沢小学校	大字名高1592	72-2502	S61	RC	3	1,046.00	21,465	12,950	320	×		有
4	北	4	戸沢中学校	大字蔵岡2905－7	72-2503	H24・25	RC	3	960.00	34,790	20,770	300			有
5	北		戸沢保育所	大字名高1593－393	72-3551	H1・3月	RC	1	302.00	1,000	690	100	×		有
6	北		神田保育所	大字神田3645－1	72-2602	H6・3月	RC	1	72.00	1,000	620	30	×	○	有
7	北		いきいき百年の里ぼんぼ館	大字松坂155	72-3600	H7・5月	RC	2	3,500.00	9,530	6,680	1,070	○	○	有
8	中		古口保育所	大字古口199－3	72-2601	H9. 4月	RC	1	104.00	600	400	40	○		有
9	中		道の駅とざわ	大字蔵岡3008－1	72-3303	H9.3月	RC	2	181.00	4,210（駐車場）	－	－			
10	南	5	農村環境改善センター	大字角川481－1	73-2528	S59・9月	RC	2	438.00	1,957	1,300	140	○		有
11	南		角川保育所	大字角川452－1	73-2233	H4・3月	RC	1	249.00	280	250	80	×		有
12	南		本郷農村公園	大字角川454－1					－	2,000	1,170	－			

※備考：No8 一時避難（洪水時）、No9 情報発信施設・輸送拠点、No12 一時避難

3-2　一般避難施設及び一時避難施設（地区公民館等）

避難所番号	地区	備蓄施設	施設名	所在地	電話番号	建築年号	構造概要	階高	施設面積		収容人数《地区公民館等は、基本的に一次避難所という位置づけ》		車椅子対応		水洗化の有無
									屋内面積	屋外面積	一次避難（1.7㎡/1人）	収容避難（3.3㎡/1人）	玄関口	トイレ	
1	北		岩清水公民館	大字岩清水836－1		S50	木造(耐震補強済)	2	150.00	300.00	230	50	×		有
2	北		金打坊公民館	大字津谷1376－2			木造	1	150.00		50	50	×		無
3	北		津谷公民館	大字津谷72－6	72-2600	H21	木造	2	82.80		30	30	×	×	有
4	北		向名高公民館	大字名高1306－1		H3	木造	2	200.00		70	70	×		有
5	北		名高公民館	大字名高980－1		H19	木造	2	45.54	382.22	250	20	×	×	有
6	北		濁沢公民館	大字神田2158		H13	1階鉄骨2階木造	2	43.06		20	20	×		有
7	北		神田公民館	大字神田947－1		H17	木造一部RC	2	96.05	1,532.32	940	30	×	1Fのみ○	有
8	北		杉沢公民館	大字神田2032－2		H14	木造(耐震補強済)	1	60.00		20	20	×		無
9	北		野口公民館	大字松坂4697－1		H13	1階RC2階木造	2	46.37		20	20	×		有
10	北		上松坂公民館	大字松坂1052－2	72-2742	H21	木造	1	53.82	450.00	290	20	×	×	有
11	北		下松坂公民館	大字松坂632－3		H18	木造	1	39.74		20	20	○	×	有
12	北		出舟公民館	大字蔵岡1661－1	72-2777	H14	木造	1	39.74		20	20	×	×	無
13	北		岩花生活改善センター	大字蔵岡1551－3		S52	木造	1	150.00		50	50	×		無
14	中		蔵岡公民館	大字蔵岡149－1		H5	木造	2	153.00	1,250.00	790	50	×		無
15	中		真柄公民館	大字古口698		S49	木造	2	64.58		20	20	×	×	有
16	中		古口公民館	大字古口2664－4	72-2766	H16	木造	2	212.80		70	70	○		有
17	中		保健センター	大字古口2664－1	72-3468	S57．3月	RC	2	200.00		70	70	×		有
18	中		上台公民館	大字古口3104－153		H14	木造	2	59.62	36.75	50	20	×		無
19	中		猪之鼻公民館	大字古口1113－2		H15	木造	1	20.70		10	10	○		無
20	中		白糸集会所	大字古口3066－4		H9	木造(耐震補強済)	2	79.00	422.00	280	30	×		無
21	中		柏沢公民館	大字古口2511		S48・H9	木造(耐震補強済)	1	99.00	371.00	250	30	×		無
22	南		中沢公民館	大字角川62－1		S63	木造	2	95.00		30	30	×		有
23	南		滝ノ下公民館	大字角川260－7		H10	木造	2	115.00		40	40	×		有
24	南		十二沢公民館	大字角川321－6		H10	木造	2	81.14		30	30	×	×	有
25	南		畑ケ公民館	大字角川728－7	73-2014	S56	木造	2	98.00		30	30	×	×	無
26	南		西沢地区防雪センター	大字角川890－3	73-2347	S54	木造	2	110.00		40	40	×		無
27	南		与吾屋敷公民館	大字角川1040－1			木造	1	77.00		30	30	×		無
28	南		片倉公民館	大字角川1092			木造	2	60.00		20	20	×		無
29	南		やまなみセンター	大字角川2447－2		H2	木造	1	105.00		40	40	×		無
30	南		平根公民館	大字角川1196－6		H3	木造	2	98.00		30	30	×	×	無
31	南		勝地公民館	大字角川1317－4		H2	木造	2	82.00		30	30	×	×	有
32	南		上野公民館	大字角川1394－8		H18	木造	2	57.96		20	20	○	×	有
33	南		沢内公民館	大字角川1481－4		H21	木造	2	46.26		20	20	×		有

3-3　戸沢村防災行政無線の整備状況

平成 24 年４月１日現在

同報無線	親局数		１式
	遠隔制御局		１式
	屋外拡声子局		19 台（内再送信子局２台）
	戸別受信機		1,485 台
移動無線	基地局数		１台
	移動局	車　　載	10 台
		可　　搬	６台
		携　　帯	３台

１　無線局（固定系）

番号	名　称	呼出名称	設置場所等名	位　　置
	親　　局	ぼうさいとざわこうほう	戸沢村役場	戸沢村大字古口 270 番地
	中 継 局	ぼうさいいさござわ	戸沢村大字古口字砂子沢地内	戸沢村大字古口 4108 番地
	遠隔制御局	ぼうさいとざわこうほう	最上広域市町村圏事務組合消防本部	新庄市金沢字中村 1279 番地 1
	再送信子局	ぼうさいたかや	戸沢村大字古口字土湯国有林	最上森林計画区 2203 林班ふ小班
	再送信子局	ぼうさいつのかわ	旧角川中学校前	戸沢村大字角川 668 番地
1	津谷子局	ぼうさいとざわこうほう	津谷地区公民館前	戸沢村大字津谷 1795 番 2 号
2	岩清水子局	ぼうさいとざわこうほう	岩清水地区公民館前	戸沢村大字岩清水 836 番地 1
3	向名高子局	ぼうさいとざわこうほう	戸沢村中央公民館前	戸沢村大字名高 1593 番地 86
4	名高子局	ぼうさいとざわこうほう	荒川歯科医院前	戸沢村大字名高 993 番地 1
5	上松坂子局	ぼうさいとざわこうほう	上松坂地区公民館前	戸沢村大字松坂 1052 番地 2
6	神田子局	ぼうさいとざわこうほう	神田地区公民館前	戸沢村大字神田 947 番地 1
7	野口子局	ぼうさいとざわこうほう	野口地区公民館前	戸沢村大字松坂 4697 番地 1
8	岩花子局	ぼうさいとざわこうほう	岩花地区生活改善センター前	戸沢村大字蔵岡 1551 番地 3
9	蔵岡子局	ぼうさいとざわこうほう	蔵岡地区公民館前	戸沢村大字蔵岡 149 番地 1
10	真柄子局	ぼうさいとざわこうほう	真柄地区公民館前	戸沢村大字古口 2932 番地 2
11	十二沢子局	ぼうさいとざわこうほう	甲州宏喜宅裏	戸沢村大字角川 278 番地
12	本郷子局	ぼうさいとざわこうほう	戸沢村農村環境改善センター前	戸沢村大字角川 481 番地 1
13	畑ケ子局	ぼうさいとざわこうほう	畑ケ地区公民館	戸沢村大字角川 728 番地 7
14	白糸子局	ぼうさいとざわこうほう	白糸集会所前	戸沢村大字古口番地 3066 番地 4
15	綱取子局	ぼうさいとざわこうほう	西沢防雪センター	戸沢村大字角川 890 番地 1
16	上野子局	ぼうさいとざわこうほう	勝地橋付近	戸沢村大字角川 1394 番地 4

2　無線局（移動系）

名　　称	呼出名称	設置場所等名	位　　置
基地局	ぼうさいとざわ	戸沢村役場	戸沢村大字古口 270 番地
中継局	ぼうさいいさござわ	砂子沢	戸沢村大字古口 4108 番地
陸上移動局	ぼうさいとざわ　1	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　2	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　3	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　4	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　5	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　6	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　7	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　8	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　9	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　10	戸沢村役場（可搬）	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　11	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　12	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　13	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　14	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　15	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　16	戸沢村公用車	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　20	戸沢村役場（携帯）	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　21	〃	戸沢村大字古口 270 番地
〃	〃　22	〃	戸沢村大字古口 270 番地

3-4　孤立防止用無線電話設置一覧

◎超小型衛星通信システム（Ku-1）の配置

名　　称	配　置　場　所
超小型衛星通信システム（Ku-1）	戸沢村農村環境改善センター事務室内

☆　１０２番をダイヤル。オペレータ（交換手）に接続の申し込み。

①衛星電話からの通話であることを告げる

②非常緊急通話の申し込みであることを告げる

③話をしたい相手（例：戸沢村役場　※アナログ回線のみ）の住所、名前、電話番号を告げる

④話の内容（例：土砂崩れで連絡が取れない等・・・）を告げる

※　　戸沢村役場と NTT 山形安全品質・災害担当（023-621-9288･9181）との連絡⇒自動ダイヤル発信規制の解除

◎災害時優先電話

災害時優先電話	戸沢村農村環境改善センター	0233-73-2528
災害時優先電話	角川保育所	0233-73-2233
災害時優先電話	平根浄水場	0233-73-2627

◎戸沢村役場内で所有する衛星携帯電話の活用

衛星電話①	戸沢村役場	080-2195-7728
衛星電話②	戸沢村役場	080-2195-7729

3-5　戸沢村水防資機材の備蓄一覧

平成２４年４月１日現在

No.	品　　名	呼称	数量	備　　考
1	スコップ	丁	30	
2	土のう袋	袋	4,000	
3	ブルーシート	枚	20	
4	木杭	本	20	
5	鉄杭	本	50	
6	鉄線（番線）	kg	5	
7	縄	kg・(巻)	5	
8	ハンマー	丁・本	2	
9	掛矢	丁・本	2	
10	鉈（なた）	丁	2	
11	塩ビ管	本	2	4m

3-6　国土交通省所管水防倉庫資機材の備蓄一覧

新庄河川事務所鳥越出張所

No.	品　　名	呼称	数量	備　　考
1	土のう袋	袋	27,856	
2	木杭	本	17	
3	鋼杭	本	197	
4	ブルーシート	枚	173	
5	むしろ	枚	8	
6	針金	kg	2	
7	なた	本	45	
8	スコップ（角）	本	42	
9	スコップ（剣）	本	83	
10	つるはし	本	16	
11	ハンマー	本	2	
12	ハンマー（小）	本	6	
13	掛矢	本	7	
14	ゴムボート	隻	1	
15	救命胴衣	着	17	

	大型オイルフェンス	基	11	220m
	小型オイルフェンス	本	74	148m
	油吸着マット	枚	多数	

3-7　戸沢村保有防疫用資機材一覧

No.	機材名	備　　考
1	消毒薬品	SV 乳剤 L「ES」6 本、ベルザルコニウム塩化物液クレミール 10%３本 スミチオン粉剤「ES」16 袋

3-8　応急給水資機材一覧

No.	機　材　名	数量	備　　考
1	給水タンク	４台	１㎥×３台　　３㎥×１台
2	音聴棒	３本	
3	漏水探知機	１台	
4	金属探知機	１台	
5	鉄管探知機	１台	
6	非金属管探知機	１台	
	補修用資材一式		φ75～φ200　　パイプ類、継手類

3-9　災害対策用臨時ヘリポート

施設の名称	施設の所在地	ヘリポートの広さ(㎡)	ヘリポートの状況					救急車の到着時間(分)
			水	中全	中昼	小全	小昼	
戸沢中学校グラウンド	戸沢村大字蔵岡 2905-7	9,800	○		○			2
旧角川小中学校グラウンド	〃　角川 582	14,000			○			25
中央公民館前広場	〃　名高 1593-86	9,000		○				5
村営グラウンド	〃　蔵岡 3718-1	18,000	○	○				1
旧古口小学校グラウンド	〃　古口 100-26	8,800					○	5
旧神田小学校グラウンド	〃　神田 3633	7,800					○	10

（注）水　：空中消火用の水利が付近で確保可能
中全：中型ヘリが全日発着可能
中昼：中型ヘリが昼間のみ発着可能
小全：小型ヘリが全日発着可能
小昼：小型ヘリが昼間のみ発着可能

3-10 防災施設等の整備計画

事業名	事業内容	現有数量	年度別整備数量				
			H25	H26	H27	H28	H29
避難地	避難場所（指定）	12 箇所		1 箇所			
	避難場所（一般）	33 箇所	－	－	1 箇所	1 箇所	－
	避難施設（指定）	10 箇所	－	－	－	－	－
	避難施設（一般）	33 箇所	－	－	－	－	－
避難路	避難路	45 路線			1 路線	1 路線	
ヘリポート	災害対策用臨時ヘリポート	6 箇所					
	ドクターヘリランデブーポイント	12 箇所	1 箇所				
地域防災拠点施設	コミュニティ消防センター	0 施設					1 施設
飲料水施設等	給水車	0 台				1 台	
応急救護設備等	テント	6 張	1 張				
	担架	0 組		2 組		2 組	
	簡易トイレ	0 基			1 基		1 基
備蓄倉庫	備蓄倉庫	0 箇所	1 箇所			1 箇所	
ボート	救命ボート	0 艇	1 艇				

3-11 農業集落排水処理施設整備計画

戸沢村建設水道課

農業集落排水処理施設整備計画

事業内容	整備年度
名高処理区	平成４年度～平成６年度
神田処理区	平成７年度～平成 11 年度
本郷処理区	平成 12 年度～平成 16 年度

※　上記３地区の整備を完了しているが、今後の整備計画としては以下のとおり。

事業内容	整備計画年度
津谷処理区	平成 28 年度～平成 32 年度
蔵岡処理区	平成 28 年度～平成 32 年度

3-12 戸沢村ため池一覧

番号	ため池名称	所在地	堤体緒元			受益面積	施設管理者
			堤高	堤長	貯水量		
545	岩花ため池	蔵岡地内	13.0	40.0	60,000	20.0	戸沢村土地改良区
546	角間沢ため池	〃	13.0	155.0	450,000	43.0	戸沢村土地改良区
547	与吾屋敷ため池	角川地内	8.0	29.0	35,000	11.6	与吾屋敷水利組合（早坂正輝）
548	第一岩関ため池	松坂地内	8.0	85.0	42,800	70.0	戸沢村土地改良区
549	第二岩関ため池	〃	8.0	79.0	28,000	70.0	戸沢村土地改良区
550	曲川沢ため池	〃	12.0	97.0	40,000	34.0	戸沢村土地改良区
551	天ヶ沢ため池	〃	8.2	91.5	23,000	23.0	戸沢村土地改良区
552	第一塩ノ沢ため池	〃	7.0	72.0	25,000	60.0	戸沢村土地改良区
553	第二塩ノ沢ため池	〃	3.0	48.0	800	2.0	戸沢村土地改良区
554	第三塩ノ沢ため池	〃	6.0	63.0	10,000	3.0	戸沢村土地改良区
555	第四塩ノ沢ため池	〃	3.0	41.0	3,000	2.0	戸沢村土地改良区
556	柳前ため池	〃	5.0	80.0	58,000	5.0	戸沢村土地改良区
557	甚蔵ため池	神田地内	5.0	30.0	1,500	5.0	戸沢村土地改良区
558	幸右ェ門ため池	〃	3.5	27.0	300	4.0	戸沢村土地改良区
559	寺ため池	〃	8.0	28.0	700	6.0	戸沢村土地改良区
560	皿嶋ため池	古口地内	8.0	6.0	35,000	4.0	皿嶋地区水利組合（早坂一也）
561	藤ノ実沢ため池	名高地内	4.0	60.0	3,000	2.0	藤ノ実沢水利組合（石沢仁一）
562	正学院ため池	古口地内	6.0	65.0	16,500	10.0	皿嶋地区水利組合（皿島一雄）
563	本荘ため池	神田地内	4.0	70.0	1,800	10.0	戸沢村土地改良区
564	滝ノ上ため池	角川地内	5.0	40.0	10,000	6.0	田代集落管理（佐々木明）
565	野中沢ため池	蔵岡地内	4.0	60.0	26,000	12.0	野中沢水利組合（安食哲弥）

3-13 危険物規制対象施設一覧

◎屋内貯蔵所

No.	事業所名	所 在 地	最大貯蔵量 又は取扱量(ﾘｯﾄﾙ)
1	安食商店	戸沢村大字角川 535	①ガソリン 600 ②軽油 2,000
2	JR 古口駅	戸沢村大字古口 古口駅構内	②軽油 4,000
3	新和製作所(有)	戸沢村大字津谷字鞭打野 2100	①シンナー 750 ②塗料 130
4	新和製作所(有)	戸沢村大字津谷字鞭打野 1605-1	①シンナー 20 ②塗料 777.7 ②灯油 485 ③塗料 179 特殊引火物・塗料 20

◎地下タンク貯蔵所

No.	事業所名	所 在 地	最大貯蔵量 又は取扱量(ﾘｯﾄﾙ)
1	戸沢村役場	戸沢村大字古口 270	②灯油 6,900
2	(有)滝沢屋	戸沢村大字古口 3058	③A重油 9,600
3	新庄河川事務所 土湯無線中継所	戸沢村大字古口字揚巻外国有林内	②軽油 3,000
4	いきいきランドぽんぽ館	戸沢村大字松坂字野口 147	③A重油 20,000
5	清 流 園	戸沢村大字蔵岡字上ノ山 3718	②灯油 1,900 ③A 重油 8,000
6	中谷産業(株) 山形プロダクト	戸沢村大字蔵岡 2904-3	③A重油 5,000
7	斎藤食品工業(株)	戸沢村大字角川字滝の下 1711-1	③A重油 9,500
8	神田小学校	戸沢村大字神田 3633	③A重油 4,000
9	最上峡芭蕉ライン観光(株)	戸沢村大字古口字土湯 1525-2	③A重油 5,000
10	神田保育所	戸沢村大字神田字坂の下 3654-1	②灯油 1,900

◎移動タンク貯蔵所

No.	事業所名	所　在　地	最大貯蔵量　又は取扱量（ﾘｯﾄﾙ）
1	安食商店	戸沢村大字角川 535	②軽油・灯油　1,900
2	古口日石	戸沢村大字古口 373	②軽油・灯油　2,000
3	古口日石	戸沢村大字古口 373	②軽油・灯油　2,000
4	山形もがみ農協戸沢支店	戸沢村大字名高 1593-285	②軽油・灯油　3,000
5	山形もがみ農協戸沢支店	戸沢村大字名高 2237-1	②軽油・灯油　3,000
6	（株）柿崎工務所	戸沢村大字古口 216-7	②軽油・灯油　3,000
7	（株）柿崎工務所	戸沢村大字古口 216-7	②軽油・灯油　4,000
8	（有）市川商店	戸沢村大字津谷 1793-2	②軽油・灯油　2,000
9	（株）樋渡商店	戸沢村大字津谷 60	②灯油　2,000
10	（有）藤五商会	戸沢村大字津谷 1640	②軽油・灯油　2,000

◎給油取扱所（営業）

No.	事業所名	所　在　地	最大貯蔵量　又は取扱量（ﾘｯﾄﾙ）
1	山形もがみ農協角川給油所	戸沢村大字角川字本郷 478-2	①ガソリン　6,000 ②軽油　4,000
2	山形もがみ農協 戸沢給油所（セルフ）	戸沢村大字名高 2237-1	①ガソリン　28,000 ②軽油　4,000 ②灯油　48,000
3	古口日石給油所	戸沢村大字古口 373	①ガソリン　6,600 ②軽油　4,000
4	（株）樋渡商店給油所	戸沢村大字津谷 26	①ガソリン　9,600 ②軽油　9,600 ②灯油　10,000
5	（有）市川商店給油所	戸沢村大字津谷 1640-10	①ガソリン　13,000 ②軽油　7,000
6	安食商店給油所	戸沢村大字角川 535	①ガソリン　6,000 ②軽油　3,600 ②灯油　9,600

◎給油取扱所（自家）

No.	事業所名	所　在　地	最大貯蔵量　　又は取扱量（ﾘｯﾄﾙ）
1	（株）柿崎工務所	戸沢村大字古口 216-7	②軽油　20,000 ②灯油　10,000

◎一般取扱所

No.	事業所名	所　在　地	最大貯蔵量　　又は取扱量（ﾘｯﾄﾙ）
1	（有）市川商店	戸沢村大字津谷 1640	②灯油　10,000
2	古口日石	戸沢村大字古口字上真柄 99-1	②灯油　10,000
3	古口小学校	戸沢村大字古口 100-26	②灯油　4,000
4	角川小学校	戸沢村大字角川 614	②灯油　4,000
5	戸沢小学校	戸沢村大字名高 1592	②灯油　5,000
6	戸沢中学校	戸沢村大字蔵岡 2905-7	②灯油　6,000
7	最上峡芭蕉ライン観光（株）	戸沢村大字古口 86-1	①　ソリン　6,800
8	角川中学校	戸沢村大字角川 1975	②灯油　1,900

≪種類≫　①第 1 石油類･･･ガソリン
②第 2 石油類･･･灯油、軽油
③第 3 石油類…重油

3-14 ＬＰガス貯蔵・取扱施設一覧

LP ガス貯蔵・取扱施設一覧

No	業者・事業所名	電　話	住　　所	備　　考
1	古口プロパン販売所	72-2522	戸沢村大字古口 373	古口日石
2	（株）樋渡商店	72-2515	戸沢村大字津谷 55	
3	日通プロパン古口販売所	72-3688	戸沢村大字古口 2032-2	DEN DEN 横山
4	山形もがみ農業協同組合 戸沢給油所	72-9081	戸沢村大字名高 2237-1	

3-15 火薬類貯蔵施設一覧

火薬類貯蔵施設

種　類	棟　数	電　話	住　　所	備　　考
地上式	2	22-2107	新庄市馬場町 5-9	

3-16 毒物劇物取扱業者

毒物劇物取扱業者

No	業者・事業所名	電　話	住　　所	備　　考
1	岡村商店	72-2340	戸沢村大字神田 951-1	農薬
2	（有）藤五商会	72-2443	戸沢村大字津谷 1640	農薬
3	ホエールマートハヤサカ	72-3132	戸沢村大字神田 1726-5	農薬
4	（株）樋渡商店	72-2515	戸沢村大字津谷 55	農薬
5	山形もがみ農業協同組合 戸沢支店	72-2201	戸沢村大字名高 1593-285	農薬
6	山形もがみ農業協同組合 角川支店	73-2021	戸沢村大字角川 478-2	農薬

3-17 戸沢村公用車車両一覧

用途	乗用			貨物		特殊		合計
種別 / 所属	乗合	普通	軽	普通	軽	除雪車	消防	
総務課	1	4		1				6
危機対策課	4	1	1				17	23
住民税務課		1	1					2
健康福祉課	1	3	1					5
（社会福祉協議会）		1						1
建設水道課		2	1		1	12		16
産業振興課		1		1	1			3
教育委員会（共育課）	1	1		1	6			9
合計	7	14	4	3	8	12	17	65

3-18 戸沢村の文化財

① 県指定文化財

種　　別	名　　称	所　　在　　地	所有者（管理団体）
天然記念物	角川（長倉）の大スギ	戸沢村大字角川 1010	今熊野神社

② 戸沢村指定文化財

種　　別	名　　称	所　　在　　地	所有者（管理団体）
天然記念物	津谷の大柳	戸沢村大字津谷字大柳 1960	岩田　湖東吉
歴史資料	堂坂「親子杉」	戸沢村大字古口堂坂墓地	堂坂墓地
歴史資料	ドーアン楯渡（とば）場板碑	戸沢村大字津谷字大柳 568-2	近岡　義一郎
歴史資料	今熊野大権現縁起書	戸沢村大字角川 1315	今神温泉　　田中　勇行
歴史資料	今熊野大権現額	戸沢村大字角川 1315	今神温泉　　田中　勇行
歴史資料	正覚院の板碑（２基）	戸沢村大字古口 2660	皿嶋　一雄
建造物	外川神社（１棟）	戸沢村大字古口 3263	寿命院
無形民族文化財	古口白山神社祭典 ヤレノ行列	戸沢村大字古口地区	古口馬方・奴保存会

4　防災関係協力事業所

4-1　戸沢村建設部会会員名簿

No.	企業名（社名）	住所	会社 TEL	FAX	連絡担当者	備　考
1	(株)柿崎工務所	戸沢村大字古口 216-7	72-2133	72-3385	松浦　　勝	
2	秋保建設(株)	戸沢村大字古口 382	72-3390	72-3680	秋保　　明	代表
3	(株)新庄・鈴木・柴田組	戸沢村大字角川 15-5	55-2533	55-2388	甲州　和雄	
4	(有)篠田土木	戸沢村大字蔵岡 87	72-2673	26-2883	篠田　照勝	
5	佐藤工務店	戸沢村大字津谷 1649-4	72-3580	72-3581	佐藤　一人	
6	山崎工業所	戸沢村大字津谷 1830-382	72-2706	72-3324	山崎　久永	
7	(有)サンケイ工業	新庄市大字升形 2840-7	26-2822	26-2823	山科　義行	
8	加藤設備	戸沢村大字松坂 1920	72-2916	72-2704	加藤千代治	
9	佐藤鉄工所	戸沢村大字古口 373	72-2522	72-2523	高橋　亮弥	

4-2　戸沢村水道工事指定店名簿

No.	指定店名	住　　所	代表者	電話番号	備　考
1	(有)タカハシ設備工業	戸沢村大字松坂 735	高橋　誠一	72-2069	
2	日露工業所	戸沢村大字名高 1593-220	日露　榮一	72-2816	
3	加藤設備	戸沢村大字松坂 1920	加藤千代治	72-2916	
4	佐藤鉄工所	戸沢村大字古口 373	佐藤　　保	72-2154	

4-3　戸沢村下水道工事指定業者名簿

No.	指定業者名	住　　所	代表者	電話番号	備考
1	加藤設備	戸沢村大字松坂 1920	加藤千代治	72-2916	
2	(有)ナガサワ電気	戸沢村大字古口 348-3	長澤　澄夫	72-2323	
3	秋保商店	戸沢村大字角川 533-6	秋保　欽一	73-2003	
4	秋保建設(株)	戸沢村大字古口 382	秋保　　明	72-3900	
5	上野建設(株)	庄内町大字古関字土手の下 7-1	上野　周明	44-4852	
6	タカハシ設備工業	戸沢村大字松坂 735	高橋　誠一	72-2069	
7	沼田建設(株)	新庄市大字鳥越 1780-1	永井　利信	22-6811	
8	(株)昭和設備工事	新庄市十日町字差首野川 2753-7	矢口　好一	23-2555	
9	佐藤鉄工所	戸沢村大字古口 373	佐藤　　保	72-2522	
10	日露工業所	戸沢村大字名高 1593-220	日露　榮一	72-2816	
11	土田設備	戸沢村大字松坂 112	土田　博幸	72-2939	
12	(株)押切	大蔵村大字合海 32	押切　建一	75-2039	
13	(有)矢口設備工業	新庄市金沢字中村 1281-1	矢口　重行	22-6172	
14	丸善住建	新庄市鳥越 1005-57	有路幸太郎	22-4188	
15	DEN DEN 横山	戸沢村大字古口 3074-8	横山　賢次	72-3668	
16	最上ガス(株)	新庄市金沢字南沢 1790	清水　一磨	22-1719	
17	(株)ヒラタ住工設備	新庄市千門町 5-1	長沼　　建	23-0990	
18	荘内配電管(株) 三川営業所	三川町大字押切新田 60-5	齋藤　　渉	0235 66-5004	
19	アサヌマ設備	新庄市福田 397-3	浅沼　哲也	22-3440	
20	マルミツ産業(株)	新庄市大字福田 711-162	光山　昌義	22-2846	
21	松岡設備	新庄市大字泉田 426-3	松岡　俊夫	25-2828	
22	(有)丸善設備	新庄市末広町 6-19	有路善次郎	22-1155	
23	マルサン設備	戸沢村大字角川 252-2	齋藤　茂陽	73-2300	
24	(有)日通プロパン 青木商店	新庄市若葉町 1-12	青木　益人	22-2255	
25	(株)シンプロ	新庄市宮内町 5-1	江口　知秀	22-1273	
26	ささ設備工事	新庄市中道町 15-9	笹　　孝広	22-9557	

4-4　ごみ収集運搬委託業者名簿

業者名	委託者氏名	電　話	住　　所	摘　　要
クリーン高橋	高橋　安夫	72-9566	戸沢村大字神田 888 番地	パッカー車（塵芥車）（2t）３台 ダンプ（2t）３台 ダンプ（4t）３台 キャブオーバ≪ユニック≫（2t） １台
（株）殖成興産	秋保　豊雄	73-2231	戸沢村大字角川 311 番地	パッカー車（塵芥車）（3t）１台 ダンプ（4t）１台 キャブオーバ（2t）３台

4-5　し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者名簿

業者名	委託者氏名	電　話	住　　所	摘　　要
（株）殖成興産	秋保　豊雄	73-2231	戸沢村大字角川 311 番地	バキュームカー（4t）２台 作業車（軽ワゴン）２台

4-6　農業集落排水処理施設汚泥収集運搬業者名簿

業者名	委託者氏名	電　話	住　　所	摘　　要
東北環境開発 株式会社	木村　有為	0235- 24-3110	鶴岡市下清水字 打越 2-1	バキュームカー（3t）３台 バキュームカー（4t）５台 バキュームカー（6t）１台 バキュームカー（10t）１台

5　協定・様式

5-1　協定書締結一覧

NO	分類	協定等名称	締結相手方	協定日	備　　考
1	自治体	山形県広域消防相互応援協定	山形県内全市町村・ 県下消防本部	S53.3.10	
2	消防応援	山形県消防広域応援隊に関する覚書	山形県下消防本部	H7.11.14	
3	消防防災ヘリ	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	山形県内全市町村	H10.4.1	
4	物資供給	非常災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書	戸沢村商工会	H6.12.15	H24.8.31 破棄
5	輸　送	非常災害時の輸送確保に関する協定書	戸沢観光タクシー	H6.12.15	
6	施　設	学校施設及び地区公民館施設を避難場所として指定する覚書	戸沢村教育長	H6.12.15	
7	自治体	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援協定に関する協定	山形県内全市町村	H7.11.20	
8	自治体	災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県足柄上郡中井町	H12.6.10	
9	医療救護	災害救助に関する戸沢村長と新庄市最上郡医師会会長との協定書	新庄市最上郡医師会会長	H14.1.24	
10	情報交換	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 東北地方整備局	H21.12.1	
11	廃棄物収集・運搬	災害時における一般廃棄物の収集、運搬等に関する協定	新庄最上清掃事業組合 理事長	H22.10.25	
12	物資供給	災害時等における物資調達に関する協定書	東北カートン株式会社	H24.2.28	
13	物資供給	災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書	もがみ北部商工会 戸沢支部商業部会	H24.8.31	
14	対策業務	災害時における緊急支援活動等に関する協定書	戸沢村建設部会	H24.8.31	
15	燃料供給	災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定書	戸沢村スタンド協会	H24.10.1	

5-2　山形県広域消防相互応援協定

（目　的）

第１条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

（応援の区分）

第２条　前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、資機材（以下「応援隊」という。）を相互に出動させ、若くしは調達して応援活動させるものとする。

(1)　普及応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長等の要請をまたずに出動する応援

(2)　特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

（特別応援の要請）

第３条　特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の概況及び応援を要請する事由

(2)　応援を要請する応援隊等の種類及び数

(3)　活動内容及び集結地

(4)　現地総指揮者及び誘導員の氏名

(5)　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第４条　応援隊の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。

(1)　普通応援は、原則として１隊（消防ポンプ自動車１台）とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2)　特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

２　応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮者等）

第５条　応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

２　指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第６条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

（図面の備え付け）

第７条　現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

（経費の負担）

第８条　応援に要する経費等は、次によるものとする。

(1)　応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。

(2)　応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。

(3)　応援隊員が応援業務を遂行中に第３者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。

(4)　応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。

(5)　前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

（改　廃）

第10条　この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

（効力の発生及び旧協定の廃止）

第11条　この協定は、昭和53年４月１日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各１通を保管するものとする。

昭和 53 年 3 月 10 日

協定者

市町村長等　　氏　　名

（連　　署）

5-3　山形県消防広域応援隊に関する覚書

（目　的）

第１条　　大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」（以下「広域応援隊」という。）を編成する。

（広域応援隊の編成）

第２条　広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

２　指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部（以下「正副会長消防本部」という。）が当たる。

３　各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

（情報連絡体制）

第３条　応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

（訓　練）

第４条　広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

（調整会議）

第５条　広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

２　平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1)　代表幹事山形県消防長会会長消防本部

(2)　幹事同副会長消防本部

（その他）

第６条　この覚書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書 16 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 7 年 11 月 14 日

消防長等　　氏　　名

（連　　署）

5-4　山形県消防防災ヘリコプター応援協定

（目　的）

第１条　この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村」という。）の長が次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

(2)　要請市町村等の消防力によって防ぎょが著しく困難な場合

(3)　その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

（消防防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認のうえ、山形県環境エネルギー部危機管理・暮らし安心局危機管理課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

２　前条の規定による要請に応じることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運行指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づく消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和 53 年３月 10 日締結。以下「相互応援協定」という。）第２条第２号の規定による応援があったものとみなす。

（運航経費の負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第８条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適　用）

第 10 条　この協定は、平成 10 年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 50 通を作成し、知事及び市町村の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

平成 10 年 4 月 1 日

山形県知事　　髙橋　和雄

県内市町村長　　氏　　名

（44 市町村長連署）

5-5　非常災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、戸沢村（以下「村」という。）が策定する戸沢村地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）第 3 編第 2 章第 10 節「生活必需品等物資供給計画」に基づき、戸沢村長（以下「甲」という。）と、戸沢村商工会長（~~く~~以下「乙」という。）とは、非常災害時の生活必需品等物資供給の確保に関して、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第１条　村の区域内で発生した非常災害時において、り災者の生活を確保するため、必要な物資、生活必需品等（以下「生活必需品」という。）の確保と供給を目的とする。

（非常災害の定義）

第２条　災害対策基本法第 2 条の定義による暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の自然災害、又は大規模な火災をいう。

（協定する活動）

第３条　乙は、甲からの要請により非常災害時の生活必需品の供給の事務手続きを主な協力活動とする。

（要　請）

第４条　災害の発生により、り災者に生活必需品の給与の必要が生じた場合は、事前に甲は、給与する品目、数量等を乙に書類で供給の要請を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話による要請を行い、事後において書類を通知することができる。

（費　用）

第５条　甲が乙の事務手続きした業者に支払う生活必需品の供給に要した費用は、村が支払いしている通常の基準単価とする。

（協　議）

第６条　この協定にない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議して定める。

第７条　この協定書の確実を期するため、本書２通を作成し、双方各１通を保有するものとする。

平成 6 年 12 月 15 日

甲　　戸沢村大字古口 270 番地
　　戸沢村長　矢　作　　勝太郎
乙　　山形県最上郡戸沢村大字古口 278～8
　　戸沢村商工会　会　長　　荒川　精一

5-6　非常災害時の輸送確保に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、戸沢村（以下「村」という）が策定する戸沢村地域防災計画（以下「地域防災計画」という）第 3 編第 2 章第 7 節「輸送計画」に基づき、戸沢村長（以下「甲」という）と、有限会社戸沢観光タクシー（以下「乙」という）とは、非常災害時の輸送の確保に関して、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第１条　村の区域内で発生した非常災害時の災害応急措置及び災害復旧に要する人員、救援物資等（以下「物資」という）の輸送の確保に協力することを目的とする。

（非常災害の定義）

第２条　災害対策基本法第 2 条の定義による暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の自然災害、又は大規模な火災をいう。

（協定する活動）

第３条　乙は、甲からの要請により非常災害時の物資の輸送と公用車両の運転代行を行う。

第４条　災害の発生により、物資の輸送及び運転代行の必要が生じた場合は、事前に甲は、期間、車両台数等を乙に書類で要請する。

ただし、緊急を要する場合は、電話による要請を行い、事後において書類を通知することができる。

（費　用）

第５条　甲が乙に支払う輸送等に要した費用（運賃、車両借上料、車両運転代行料）は、村が支払いしている通常の費用基準とする。

（協　議）

第６条　この協定にない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議して定める。

第７条　この協定書の確実を期するため、本書２通を作成し、双方各１通を保有するものとする。

平成 6 年 12 月 15 日

甲　　戸沢村大字古口 270 番地
　　戸沢村長　矢　作　　勝太郎
乙　　山形県最上郡戸沢村大字古口 848 番地 8
　　有限会社　戸沢観光タクシー
　　代表取締役　　沢　田　　勝　男

5-7　学校施設及び公民館施設を避難場所として指定する覚書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、戸沢村（以下「村」という）が策定する戸沢村地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に、戸沢村教育委員会が管理する学校施設（以下「学校」という。）及び地区公民館施設（以下「公民館」という。）を避難場所として指定するため、戸沢村長（以下「村長」という。）と戸沢村教育委員会教育長（以下「教育長」という。）との間において、次のとおり覚書を取り交わす。

第１条　村の区域内における災害に対し、地域住民の生命及び身体の安全保護のため、村長は、学校及び公民館を地域防災計画で、あらかじめ避難場所として、指定することができる。

第２条　村長は、学校及び公民館を避難場所として指定する場合は、教育長の了解を得るものとする。

第３条　教育長は、地域防災計画で避難施設として指定された当該施設の管理者に対し、災害時の指定避難施設となる旨を通知の上、周知するものとする。

第４条　避難場所としての学校施設及び公民館施設の使用範囲は、第５条のとおりとし、必要に応じて使用範囲を協議する。

第５条　地域住民の生命及び身体の安全保護のため、避難施設として使用する当該施設の使用範囲は、学校においては、屋外運動場及び屋内運動場とする。

公民館施設において、屋外広場又は館内の一部とする。

第６条　災害の発生により、当該避難施設の使用の必要が生じた場合は、事前に村長は、教育長に通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、事後において通知することができる。

第７条　当該避難施設の使用範囲等の詳細については、村長と当該施設の管理者の間において、協議して使用する。

第８条　村長は、当該避難施設の使用後、当該施設を使用前の状態に復旧するものとする。

第９条　この覚書にない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議して定める。

第 10 条　この覚書の確実を期するため、本書２通を作成し、双方各１通を保有するものとする。

平成 6 年 12 月 15 日

戸沢村長　　矢作　勝太郎

戸沢村教育長　　森　　徳康

5-8　大規模災害時の山形県市町村広域相互応援協定に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当課の設置）

第２条　市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（応援調整市町村の設置）

第３条　市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び資機材の提供等

(2)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等

(3)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等

(4)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供等

(5)　救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等

(6)　被災者の一時収容のための施設の提供等

(7)　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第５条　応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

(1)　被害の種類及び状況

(2)　前条第 2 号から第 4 号までに掲げるものの品名、数量等

(3)　前条第 5 号に掲げるものの職種別人員

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第６条　市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

２　前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

（その他）

第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

２　この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第９条　この協定は、平成７年 11 月 20 日から効力を生ずるものとする。

この協定を証すため、本協定書４４通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成７年 11 月 20 日

協定者

市町村長等　　氏　　名

（連　　署）

5-9　災害時における相互応援に関する協定書

中井町と戸沢村は、いずれかの町村域に災害（災害対策基本法第２条第１項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災町村の要請に応じて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　食料・飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、救急医薬品及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　消火・救護等応急活動等に必要な職員の派遣

(4)　ボランティアの斡旋

(5)　児童生徒の受入れ

(6)　その他特に要請があった事項

（応援の手続き）

第２条　応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話、又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号及び第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資の種類及び数量

(3)　前条第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　活動の内容並びに応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　その他必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された町村は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（連絡責任者）

第４条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

(1)　中井町生活環境課長

(2)　戸沢村住民生活課長

（経費の負担）

第５条　応援要請に要した経費の負担は、法令その他、別に定めるものを除くほか、応援要請をした町村の負担とする。

（災害補償等）

第６条　第１条第３号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、援助、応急復旧等の応援活動又は被災した町村への往復途中に死亡、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、派遣した町村が補償する。

２　派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した町村への往復途中に生じたものを除き応援を受けた町村がその賠償をする。

（体制の整備）

第７条　この規定に基づき応援が円滑に行われるよう、双方必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものと、する。

（適　用）

第９条　この協定は、平成 12 年 6 月 10 日から適用する。

この協定締結の証として、本協定書 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 12 年 6 月 10 日

神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地
中井町長　　岩　本　　勇

山形県最上郡戸沢村大字古口 270 番地
戸沢村長　　進　藤　正　明

5-10 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定

新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村（以下「甲」という。）と新庄最上清掃事業組合（以下「乙」という。）は、災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、甲の区域内において災害により緊急事態が発生した場合に、乙が甲に対して実施する浄化槽汚泥、し尿、汚水及び一般廃棄物等の収集運搬等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第２条　甲の区域内において災害により緊急事態が発生した場合に、乙が甲に協力する事項（以下「協力事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1)　浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬に関すること。

(2)　下水道管路破損による汚水処理に関すること。

(3)　浄化槽の点検及び管理に関すること。

(4)　生活系ごみの収集運搬に関すること。

(5)　前各号に定めるもののほか、甲の要請により乙が協力を実施することができる事項

（要　請）

第３条　甲は、災害により緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話及び電子機器をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

(1)　災害による緊急事態の状況

(2)　協力事項の実施を要請する理由

(3)　協力事項の実施を要請する施設名

(4)　協力事項の内容

(5)　前各号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項

（実　施）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

（報　告）

第５条　乙は前条の規定により協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話及び電子機器にて報告し、事後の書面を提出することができる。

(1)　実施した協力事項の内容

(2)　協力事項の実施に要した資機材等の品名、数量及び作業員の人数

(3)　前２号で定めるもののほか、甲が協力事項の内容を確認するために必要な事項

（経費の負担）

第６条　乙は初期活動期間（甲が乙に要請した日から起算して１週間をいう。以下同じ。）においては、協力事項を無償で実施するものとする。

(1)　初期活動期間以外の期間における乙の協力事項の実施に要する経費については、甲がこれを負担する。

(2)　前号の経費の算出に当たっては、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議し決定するものとする。

(3)　甲は、前２号の規定により甲が負担すべき経費に相当する金額の支払について乙から適正な請求があったときは、30 日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

（協　議）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書９通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 22 年 10 月 25 日

協定者

甲　　最上管内市町村長　　氏　　名

（連　　署）

乙　　新庄最上清掃事業組合

理事長　　斎　藤　　実

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

新庄最上清掃事業組合　　理事長　　様

市町村長

災害時における協力要請書

災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連絡先	電　話
口頭、電話などによる連絡の日時	年　　月　　日　　時　　分
災害による緊急事態の状況	
要請理由	
要請する施設名	
要請内容	
要請期間	
摘　要	

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

市町村長　　様

新庄最上清掃事業組合　理事長

災害時における協力要請業務実施報告書

災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定第５条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連絡先	電　話
協力事項の内容	
実施に要した資機材の品名、数量 及び作業員の人数	
初期を超えて協力した場合の経費の概要	
摘　要	

5-11 災害時等における物資調達に関する協定書

戸沢村（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、戸沢村地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

（救助物資の調達範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

(1)　段ボール製品（段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）

(2)　その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限りに優先して、甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第５条　甲が乙に対して行う第２条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（経費の負担）

第７条　物資の調達及び運搬に係る経費は、甲が負担する。

２　前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生時の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（報　告）

第８条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は 1 年間とする。ただし、期間満了の 30 日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出のない限り、さらに 1 年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 2 月 28 日

甲　戸沢村大字古口 270 番地
戸沢村長　渡　部　秀　勝

乙　山形市高木 20 番地
東北カートン株式会社
取締役社長　岩　本　英　昭

5-12 災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書

戸沢村長（以下「甲」という。）と、もがみ北部商工会戸沢支部商業部会長（以下「乙」という。）とは、災害時の生活必需品等物資供給の確保に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　村の区域内で発生した災害時において、り災者の生活を確保するため、必要な物資、生活必需品等（以下「生活必需品」という。）の確保と供給を目的とする。

（災害の種類）

第２条　村内において発生し、又は発生する恐れがある暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の自然災害、又は大規模な火災をいう。

（協定する活動）

第３条　乙は、甲からの要請により災害時の生活必需品の供給を主な協力活動とする。

（要　請）

第４条　災害の発生により、り災者に生活必需品の給与の必要が生じた場合は、事前に甲は、給与する品目、数量等を乙に書類で供給の要請を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話による要請を行い、事後において書類を通知することができる。

（費　用）

第５条　甲が乙に支払う生活必需品の供給に要した費用は､村が支払している通常の基準単価とする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 30 日までに甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに一年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協　議）

第７条　この協定にない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（その他）

第８条　平成 6 年 12 月 15 日に締結した、非常災害時の生活必需品等物資供給に関する協定書は、本契約締結と同時に効力を失うものとする。

この協定の証しとして、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 8 月 31 日

甲　戸沢村大字古口 270 番地
　　戸沢村長　　渡　部　　秀　勝
乙　戸沢村大字古口 278 番地 8 号
　　もがみ北部商工会戸沢支部商業部会
　　部会長　　佐　藤　　錬太郎

5-13 災害時における緊急支援活動等に関する協定書

戸沢村長（以下「甲」という。）と戸沢村建設部会長~~と~~（以下「乙」という。）は、災害の発生等における、甲の所管する災害対策業務への緊急支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、戸沢村地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う災害対策業務を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、戸沢村内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う災害対策業務において必要が生じた場合は、甲は乙に対し緊急支援活動等を要請することができるものとする。(様式 1)

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、原則として甲の指示に基づき、災害対策業務への緊急支援活動等を行うものとする。偏り表参照）

（体制の整備）

第４条　乙は、前条に規定する緊急支援活動等を速やかに行うため、必要な建設機械、資材及び労力等を確保し体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第５条　甲及び乙は、あらかじめ災害対策業務への緊急支援活動等に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（定めの無い事項等）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 30 日前までに甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示が無いときは、さらに一年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定締結の証として、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 8 月 31 日

甲　戸沢村大字古口 270 番地
　　戸沢村長　　渡　部　　秀　勝
乙　戸沢村大字古口 332 番地
　　戸沢村建設部会（代表　秋保建設株式会社社長）
　　会　長　　秋　保　　明

（様式 1）

戸危対発第　○○○　号
平成○○年○○月○○日

戸沢村建設部会長　　殿

戸沢村長　　渡　部　　秀　勝

災害時における緊急支援活動等に関する協定に基づく
緊急支援活動等の要請について

貴建設部会と締結している「大規模災害時における緊急支援活動等に関する協定書」第 1 条の規定により、下記のとおり緊急支援活動等の協力を要請します。

記

１　要請月日　　平成○○年○○月○○日

２　要請場所　　戸沢村内（○○地内）

３　要請内容　　災害対策業務緊急支援活動等について（別表参照）

４　問合せ等　　戸沢村　危機対策課
担当者名　　○○○○
電話番号　　0233－○○－○○○○

（別表）

災害時における緊急支援活動等の内容について

協定書第３条による、緊急支援活動等の内容については、例示として以下のとおりとする。
なお、この表に無い緊急支援活動等を要請する場合は、甲乙協議のうえ内容を決定するものとする。

１　社会福祉施設等周辺の防災パトロールについて

(1)　パトロール対象と想定される保育、高齢者・障がい者施設等、管内の社会福祉施設のうち土砂災害危険箇所又は土砂災害警戒区域に該当する施設について、パトロールを行う。

(2)　パトロールの出動基準

(ｲ)　地震時・山形県県土整備部と山形県建設業協会との協定にならい、「震度４」からのパトロール出動とする。

(ﾛ)　風水害等降雪前、融雪時の年２回の定期パトロールを実施する。

連続降雨量 150ｍｍ以上後、速やかにパトロール出動する。

(ﾊ)　パトロールにおける確認内容

対象施設の外見上の異常や施設周辺の状況（斜面の亀裂、出水等）の確認を行い、その状況を甲に報告する。

２　災害時の技術的支援について

大規模災害時等で戸沢村職員が不足する場合、事務補助要員（コピー等簡易な作業）や現場調査班員（写真撮影時のポール持ち等）として、協力する。

３　防災訓練等への参加について

必要に応じ、戸沢村で企画する防災訓練等へ参加する。

４　積雪期における災害対策用臨時ヘリポートの除雪について

積雪のため災害対策用ヘリコプターが離着陸できない状況の場合に、ヘリポートとしての広さを確保し、防災用資機材等の搬出入のための通路等の除雪を行う。

５　資機材等の貸付について

避難所等で使用する資機材に不足が生じた場合は、建設部会企業で備える資機材（テントや発電機等）のうち当面使用する予定の無い資機材を貸付する。

６　防災用資機材等の避難所等への運搬について

戸沢村で備蓄している防災資機材（アルファ米、飲料水、毛布等）について、戸沢村における運搬能力が低下した場合等に、防災資機材等の運搬を行う。

5-14 災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定書

戸沢村長（以下「甲」という）と、戸沢村スタンド協会会長（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用燃料等の供給及び救護用機材等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、戸沢村地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用燃料等の供給及び救護機材等の貸与の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　応急対策用燃料等の供給とは、原則として次に掲げるものとする。

(1)　緊急用車両に対する燃料の供給

(2)　災害対策本部及び上下水道施設に対する燃料の供給

(3)　収容避難所等で使用する暖房用機器等への燃料の供給

(4)　その他、被災者の救護に必要な機材等の貸与

（要　請）

第２条　甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときには、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別紙様式1）により燃料等の供給又は機材等の貸与の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(1)　燃料等の供給又は機材等の貸与の要請を必要とする事由

(2)　供給又は貸与を必要とする品目名とその数量

(3)　供給又は貸与を必要とする場所

(4)　供給又は貸与を必要とする期間

(5)　その他参考となる事項

（実　施）

第３条　乙は、甲から応急対策用燃料等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報　告）

第４条　乙は、前条の規定により応急対策用燃料等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書（別紙様式2）により報告するものとする。

(1)　供給した品目名とその数量

(2)　供給した場所

(3)　その他必要な事項

（経費の負担）

第５条　第３条の規定により実施した応急対策用燃料等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（責任連絡者）

第６条　この協定に関する連絡責任者は、甲については危機対策課長とし、乙は会長とする。

（協　議）

第７条　この協定にない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了 30 日までに甲乙いずれかの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに一年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の証しとして、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 10 月 1 日

甲　戸沢村大字古口 270 番地
戸沢村長　渡　部　秀　勝
乙　戸沢村大字角川 535 番地
戸沢村スタンド協会
会　長　安　食　捷　雄

5-15 被害状況判定基準

被害区分		認　定　基　準	備考
人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	住　家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住処であるかどうかを問わない。	
	全　壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。	
	半　壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道　路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち橋梁を除いたのものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河　川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港　湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂　防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第３条の２の規定によって天然の河岸とする。	

被害区分		認　定　基　準	備考
その他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電　話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガ　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住屋の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施　設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

5-16 災害速報様式

様式第１号

災　害　速　報 （　月　日　時　分現在）	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災害の原因	
災害発生（予測）年月日	年　月　日　時
災害発生場所	（市、町、村）
災害の概況及び応急対策の状況	

（注）：被害発生場所を５万分の１の図面に×印で付し（Ａ４又はＡ３の部分図、以下の様式も同）
併せてファクシミリで送付すること。

5-17 災害報告様式

様式第２号

人 的 被 害 情 報

報告先：　　報告機関名：　　No.

平成　年　月　日（　）　：　現在

整理番号	被害の態様	場所	被害発生 月	被害発生 日	被災者氏名	被害の原因	備考
			時	分			

（注）１　被害の態様の欄には、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。

２　場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

３　備考の欄には、負傷者の傷害状況等を記入すること。

様式第３号

住家・非住家被害情報

報告先：　　報告機関名：　　No.

平成　年　月　日（　）　：　現在

１　住家被害

整理番号	被害の態様	場所	被害発生 月	被害発生 日	被害内容	被害の原因	復旧 月	復旧 日	備考
			時	分			時	分	

２　非住家被害

整理番号	被害の態様	場所	被害発生 月	被害発生 日	被害内容	被害の原因	復旧 月	復旧 日	備考
			時	分			時	分	

（注）１　被害の態様の欄には、全壊〔全焼、全流出〕、半壊〔半壊〕、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

２　場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

３　被害内容の欄には、被害が生じた棟数を、全壊、半壊の場合は世帯主名、世帯数、人数等も記入すること。

４　復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

５　備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第４号に記入すること）。

様式第４号

住　民　避　難　情　報

報告先：　　報告機関名：　　No.

平成　年　月　日（　）　：　現在

整理番号	住民避難の原因	場所	避難開始 月 日 時 分	住民避難の内容	避難先	避難解消 月 日 時 分	備考
				（世帯数） 世帯 （人数） 人			
				（世帯数） 世帯 （人数） 人			
				（世帯数） 世帯 （人数） 人			
				（世帯数） 世帯 （人数） 人			
				（世帯数） 世帯 （人数） 人			

（注）１　住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖崩れ、地滑り、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。

２　場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

３　住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。

４　避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。

５　避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

６　備考の欄には、避難勧告の発令、解除等を記入すること。

災　害　確　定　報　告

市町村名	戸　沢　村			
災害名 報告番号				
報告者名				
区分				被害
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	一部損壊		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家	公共建物		棟	
	その他		棟	

区分			被害
田	流失・埋没	ha	
	冠水	ha	
畑	流失・埋没	ha	
	冠水	箇所	
文教施設		箇所	
病院		箇所	
道路		箇所	
橋りょう		箇所	
河川		箇所	
港湾		箇所	
砂防		箇所	
清掃施設		箇所	
崖くずれ		箇所	
鉄道不通		箇所	
被害船舶		隻	
水道		戸	
電話		回線	
電気		戸	
ガス		戸	
ブロック塀等		箇所	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	

5-18 自衛隊派遣要請依頼書

（様式１号）

第　　号
年　　月　　日

陸上自衛隊第六師団長　　殿

山　形　県　知　事

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、下記により部隊の派遣を要請します。

記

１　派遣を要請する事由

２　派遣を必要とする期間
年　　月　　日　　時　　分から　終了まで

３　派遣を希望する人員

４　派遣を希望する区域及び活動内容
(1)　派遣を希望する区域

(2)　活動内容

5-19 自衛隊派遣撤収要請依頼書

（様式２号）

第　　号
年　　月　　日

陸上自衛隊第六師団長　殿

山　形　県　知　事

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年　　月　　日付け　第　　号で要請した貴師団の派遣部隊について、

下記により撤収を要請します。

記

１　派遣を要請した区域

２　撤収要請の事由

３　撤収希望日時

年　　月　　日　　時　　分

5-20 避難者名簿

避難所名		開設期間	年　月　日　時から 年　月　日　時まで

番号	住　所	氏　名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備　考
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
			歳	男・女	日 時　分	日 時　分	
計　　名　　（内　65 歳以上　　名、　乳幼児　　名）							

5-21 避難者カード

避　難　者　カ　ー　ド

住　所：				避難所名：		
氏　　名	続柄	性別	年齢	収　容　日	退所日	備考

5-22 り災者名簿

様式第 21 号の２

り 災 者 名 簿

市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被害の程度	住　　所	世帯主氏名	家族数	左のうち		備　考
				小学校	中学校	

（注）住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民票に記載されている者で、り災しなかったもの又は住民票に記載されていない者にあっては、その細を備考欄に記入のこと。
被害の程度別に、小計を付して合計すること。

り　災　者　台　帳

り災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 り　災　場　所	り　災　の　状　況 （原因・人的・物的被害の状況等）
第　　号 ・　・	氏名	原因：1. 風水害　2. 地震・津波　3. その他（　　）4. 不明
	豊見城市	人的被害：1. 死亡（　　）2. 行方不明（　　） 3. 重傷（　　）4. 軽傷（　　）
住宅地図頁 P	り災年月日　・　・ 調査実施年月日　・　・ 調査担当者 ＿＿＿＿＿＿	建物被害；種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他（　） 被害：1. 全壊（焼）2. 流出 3. 半壊（焼）4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第　　号 ・　・	氏名	原因：1. 風水害　2. 地震・津波　3. その他（　　）4. 不明
	豊見城市	人的被害：1. 死亡（　　）2. 行方不明（　　） 3. 重傷（　　）4. 軽傷（　　）
住宅地図頁 P	り災年月日　・　・ 調査実施年月日　・　・ 調査担当者 ＿＿＿＿＿＿	建物被害；種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他（　） 被害：1. 全壊（焼）2. 流出 3. 半壊（焼）4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第　　号 ・　・	氏名	原因：1. 風水害　2. 地震・津波　3. その他（　　）4. 不明
	豊見城市	人的被害：1. 死亡（　　）2. 行方不明（　　） 3. 重傷（　　）4. 軽傷（　　）
住宅地図頁 P	り災年月日　・　・ 調査実施年月日　・　・ 調査担当者 ＿＿＿＿＿＿	建物被害；種類：1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他（　） 被害：1. 全壊（焼）2. 流出 3. 半壊（焼）4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊

5-24 り災証明書

（第１号様式）

り　災　証　明　願　書

戸沢村長　　殿

平成　　年　　月　　日

住所

氏名　　㊞

連絡先　　（　　）

下記災害による被害状況を証明願います。

災害名		
災害発生年月日		
被害物件	所在地	
	構造	
所有者又は世帯主	住所	
	氏名	
提出先及び提出する理由		１　役所　　２税務署　　３保険会社　　４　電信電話会社 （ア　固定資産減失手続　　イ　減免手続　　ウ　保険請求） ５　その他（　　）（　　通）

「脱出人」は、被害者本人又はその親族とする。

「被害状況」は、調査・確認のなされた範囲内で証明する。

平成　　年　　月　　日

上記願い出の被害状況を別紙のとおり証明する。

室長	主査	係

（第２様式）

<table>
<tr><td colspan="6">第　　号
平成　　年　　月　　日

り　災　証　明　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯主住所</td><td colspan="4">最上郡戸沢村　　丁目番　　号
番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="4">世帯人員　　名</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被害状況</td><td>災害の原因</td><td colspan="4">1　風水害　　2　震火災　　3　その他</td></tr>
<tr><td>り災年月日
時刻</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日　　午　前
後　　時　　分　頃</td></tr>
<tr><td>り災場所</td><td colspan="4">戸沢村　　丁目番　　号
番地</td></tr>
<tr><td rowspan="2">り災程度</td><td>1
住
家</td><td colspan="3">(1)全　壊(焼)　　(4)床上浸水
(2)流　出　　(5)床下浸水
(3)半　壊(燃)　　(6)一部破損</td></tr>
<tr><td>2
人
員</td><td colspan="3">(1)死　亡　　名　　(3)重　傷　　名
(2)行方不明　　名　　(4)軽　傷　　名</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="5">※　証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり、り災したことを証明する。
平成　　年　　月　　日
戸沢村長　　㊞</td></tr>
</table>

（第４号様式）

り　災　届　出　書

戸沢村長　　殿

平成　　年　　月　　日
役職名
住　所
氏　名
連絡先　　（　　）

下記事項を確認し相違ないことを証明します。

災害名		
災害発生年月日		
被害物件	所在地	
	構造	
所有者又は世帯主	住所	
	氏名	
被害状況		
提出先及び提出する理由	１　役所　　２税務署　　３保険会社　　４　電信電話会社 （ア　固定資産減失手続　　イ　減免手続　　ウ　保険請求） ５　その他（　　）（　　通）	

平成　　年　　月　　日
上記届け出があったことを別紙のとおり証明する。

課長	係長	係

（第５号様式）

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号
平成　　年　　月　　日

り　災　届　出　証　明　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td>最上郡戸沢村　　丁目番　　号
番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害状況</td><td>災害の原因</td><td>1　風水害　　2　震火災　　3　その他</td></tr>
<tr><td>り災年月日
時刻</td><td>平成　　年　　月　　日午　前
後　　時　　分　頃</td></tr>
<tr><td>り災場所</td><td>戸沢村　　丁目　　番　　号
番地</td></tr>
<tr><td>り災状況</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="2">※　証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記のとおり、り災したことを証明する。
平成　　年　　月　　日
戸沢村長　　㊞</td></tr>
</table>

※この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するのもではありません。

5-25 緊急通行車輌

(1)　様式１

備考１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
　　２　縁線及び区分線の太さは、１cm とする。
　　３　図示の長さの単位は、cm とする。
　　４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては､図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

(2)　様式２

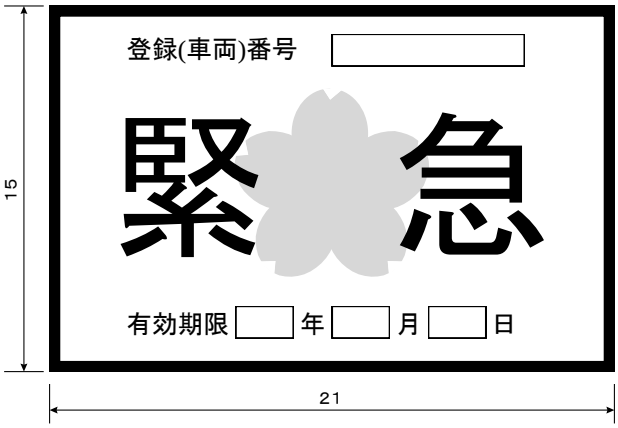

備考１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車輌）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車輌）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
　　２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
　　３　図示の長さの単位は、cm とする。

(3)　様式３　証明書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　　月　　日

緊　急　通　行　車　輌　確　認　証　明　書

知　　事　　印
公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示
されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車輌の用途
（緊急輸送を行う
車輌にあっては、
輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通　行　経　路</td><td>出　　発　　地</td><td>目　　的　　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

5-26 公用令書

(1)　従事命令、協力命令

従事第　　号 公　　用　　令　　書 住　所 氏　名 従事 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり　　を命ずる。 協力 年　　月　　日 処分権者　氏名　　印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

（備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。）

(2)　保管命令

管理第　　号

公　　用　　令　　書

住　所

氏　名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　氏名　　印

保管すべき物資の種類	数　量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

（備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。）

(3)　管理、使用、収用

管理（使用、収用）第　　号

公　　用　　令　　書

住　所

氏　名

管理

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり　使用　する。

収用

年　　月　　日

処分権者　氏名　　印

名　称	数　量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備　考

（備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。）

(4)　変更

管理（使用、収用）第　　号

公　　用　　変　　更　　令　　書

住　所

氏　名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日　第　　号）にかかる処分を次のとおり変更しましたので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年　　月　　日

処分権者　氏名　　印

変更した処分の内容

（備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。）

(5)　取消

取消第　　号

公　用　取　消　令　書

住　所

氏　名

　災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日　第　　号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第１項の規定によりこれを交付する。

　　年　　月　　日

処分権者　氏名　　印

（備考　用紙は日本工業規格Ａ５とする。）

6　防災関係連絡機関一覧

項目	防災関係機関		電　話 （ＦＡＸ）	郵便番号	住所	備考
全般	山形県環境エネルギー部危機対策・くらし安心局危機管理課					
				990-8570	山形市松波２丁目８－１	
	宿日直室（夜間休日）		023-630-2754			
	危機管理課長		023-634-8763			
	危機管理課長補佐		023-631-6044			
	最上総合支庁総務企画部総務課防災安全室		29-1210 (22-4842)	996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	
	（県防災行政無線電話・衛星系）		7-840-820			
消防・水防	最上広域消防本部警防課防災係		22-7521 内線 30 (22-7523)	996-0002	新庄市金沢字中村 1279-1	防 7-7-751-901
	最上広域消防本部西支署		72-2308　FAX 兼用 (72-2308)	999-6402	戸沢村大字蔵岡字上ノ山 2905-34	
人的被害 住家被害	新庄警察署地域課		22-0110			
	新庄警察署交通課		22-0110			
	古口駐在所		72-2505			
	津谷駐在所		72-2605			
	村長執務室直通電話		72-2222			
河川被害情報 河川水位情報	国土交通省東北地方整備局					
	新庄河川事務所		22-0252	996-0071	新庄市小田島町 5-55	
	管理課		22-0251 (22-0623)			
	管理課直通	①	22-0275			
	新庄河川事務所鳥越出張所		22-6038 (22-0083)	996-0002	新庄市金沢字中村 1495-13	※真柄水防倉庫物品調達
	新庄河川事務所鮭川出張所		55-3020 (55-3038)	999-5203	鮭川村大字川口字鶴田野 3018-4	
	古口排水機場		72-3497			
	最上総合支庁建設部河川砂防課	①	29-1412 (23-2950)	996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	
		②	29-1408			
気象情報	山形県地方気象台					
	市町村相談専用電話（ホットライン）		023-631-8521			
	技術課		023-622-2262			
防疫関係	最上総合支庁最上保健所					
	保健企画課生活衛生室		29-1261			

項目	防災関係機関		電　話 （ＦＡＸ）	郵便番号	住所	備考
電力被害	東北電力（株）新庄営業所		22-1522			
	配電課		23-7116			
	お客様センター		23-7113			
	お問い合わせ		0120-175-266			
	停電・緊急		0120-175-366			
電話被害	（株）NTT 東日本山形					
	設備サービス部門設備管理担当（添架グループ）		023-635-2249 (023-629-7652)	990-2442	山形市南二番町６－１０	
	災害伝言ダイヤル担当		023-621-5161			
	《NTT 東日本山形支店》(設備サポート担当)		023-621-9181			
	NTT 新庄サービスセンター設備		23-6950 (23-6955)			
道路通行規制	山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所					
			22-1581 (22-8396)			
	管理係長		090-9034-3188			
	技術係長		090-9034-3187			
	出張所長		090-3125-4538			
	山形河川国道事務所《国道４７号通行止め関連》		023-688-8421			
県道通行規制	最上総合支庁建設部道路計画課		29-1393 (22-1118)			
			22-1111 内線 1307			
列車不通区間・運休	JR 新庄駅事務室		22-5580			
路線バス被害	山交バス新庄営業所		22-2040			
LP ガス被害	最上地区プロパンガス保安センター		22-1463			

項目	防災関係機関		電　話 （ＦＡＸ）	郵便番号	住所	備考
最上総合支庁			22-1111			
水道被害	保健企画課生活衛生係		内線 1261			
土木被害情報総括	建設総務課（建設技術調整担当）		内線 1391			
農林被害情報総括	産業経済企画課（産業企画担当）		内線 1307			
公立文教施設被害	教育事務所総務課総務係		内線 1433			
河川関係	河川砂防課（維持管理担当）		内線 1409			
病院	県立新庄病院		22-5525			
	日本海総合病院		0234-26-2001			
	鶴岡市立荘内病院		0235-26-5111			
孤立防止	角川農村環境改善センター					
	（超小型衛星通信システム）《Ｋｕ-1ｃｈ》		102 でオペレータ（交換手）呼び出し			
	発災初期・役場相手先		32-0625	危機対策課内テレビ電話		
	（ＩＳＤＮ回線）		34-7511	健康福祉課地域包括センター		
	※発信規制解除手続き（ＮＴＴ東日本山形支店災害対策）		023-621-9288			